

Web版/冊子版 「ご契約のしおり・約款」のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、Web版と冊子版があります。ご契約時に、いずれかをご選択ください。

※「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。Web版をご選択された場合、下記のQRコードまたは検索コードが必要となります。(QRコードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。)

Web版をご希望の場合	スマートフォン等から読み取ってご覧いただく場合		QRコードを読み取って「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
	三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ (https://www.ms-primary.com) にアクセスし、「商品情報」をクリック 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック 3 検索コードを入力して「検索」をクリック 	検索コード 0300022062
冊子版をご希望の場合	ご契約前	募集代理店の担当者にお申し出ください。	
	ご契約後	三井住友海上プライマリー生命のお客さまサービスセンターまでご連絡ください。	 0120-81-8107 <small>(ハイ、パートナー)</small> <small>受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時</small>

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 一時払個人年金保険のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払個人年金保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
<https://www.ms-primary.com>



選べる人生応援年金

通貨選択生存保障重視型個人年金保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.39



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

株式会社三井住友銀行

「選べる人生応援年金」は、 お考えに合わせて年金の受取方を選べる 年金保険です。

年金額について

基本保険金額に基づき、契約日に確定する年金を基本年金といいます。

「基本コース」の年金額は、基本年金部分のみとなります。

「指数連動コース」の年金額は、基本年金額と指数連動年金額の合計となります。

年金の受取期間について

「一生涯」受け取りたい

終身年金

「期間を決めて」受け取りたい

確定年金

年金額について

確実に受け取れる年金額の大きさを重視したい

基本コース

基本コース + **終身年金**

コース以外の条件がすべて同じ場合、基本年金額は、指数連動コースより大きくなります。

ご契約後「すぐに*」「ずっと」基本年金を受け取れます。

【イメージ図】

▲年金支払開始日

基本コース + **確定年金**

コース以外の条件がすべて同じ場合、基本年金額は、指数連動コースより大きくなります。

ご契約の最短1年後から期間を決めて基本年金を受け取れます。

【イメージ図】

▲年金支払開始日

運用成果を受け取る年金額に反映したい

指数連動コース

指数連動コース + **終身年金**

年金支払日のたび、その前日の参照指数が基準日の値を上回った場合、指数連動年金を基本年金に上乗せします。

ご契約後「すぐに*」「ずっと」基本年金を受け取れます。

【イメージ図】

▲年金支払開始日

指数連動コース + **確定年金**

年金支払日のたび、その前日の参照指数が基準日の値を上回った場合、指数連動年金を基本年金に上乗せします。

ご契約の最短1年後から期間を決めて基本年金を受け取れます。

【イメージ図】

▲年金支払開始日

* 据置期間0年を選択された場合です。年金支払開始日は契約日となります。なお、指数連動コースで据置期間0年を選択した場合の第1回の年金には、指数連動年金の上乗せはありません。 ※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

ご注意ください

- ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。
- この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

当冊子での表記について

- 通貨選択生存保障重視型個人年金保険の契約を「基本コース」、指数連動型年金特約(指数連動年金の型：Ⅱ型)を付加した契約を「指数連動コース」と表記しています。
- 終身年金において、純粋終身年金(死亡時保証なし型)を「死亡時保証なし型終身年金」「なし型」、年金総額保証付終身年金(総額保証割合100%)を「年金総額保証100%型終身年金」「100%型」、年金総額保証付終身年金(総額保証割合110%)を「年金総額保証110%型終身年金」「110%型」、年金総額保証付終身年金(総額保証割合120%)を「年金総額保証120%型終身年金」「120%型」と表記しています。

商品パンフレット
特徴としくみ
参考
指数連動年金
参照指数
年金受取
一括
社会員献特約
その他特約等
お取扱
ご確認事項
アフターサービス

本商品は、トンチン性を活かして基本年金額を大きくする工夫をしています。

参考 トンチン性とは？

この保険は、「トンチン」と呼ばれる、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取ることができます。イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

「選べる人生応援年金」における2つのトンチン性

トンチン性① 年金受取期間中のトンチン性

年金受取期間中に被保険者が死亡された場合の保障をなしにする(減らす)という考え方で、その分、基本年金額を高く設定しています。

※年金種類が終身年金の場合に限ります。

【イメージ図】

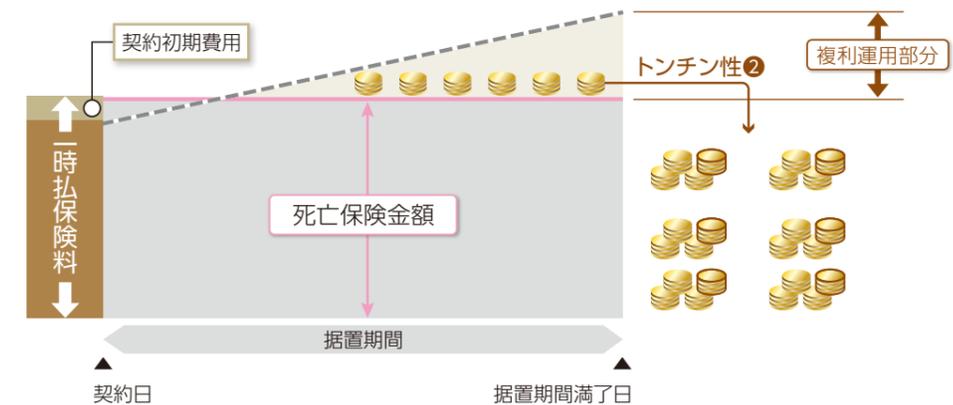


トンチン性② 据置期間中のトンチン性

据置期間中、一時払保険料は積立利率によって複利で運用されます。

据置期間中に被保険者が死亡された場合、複利による運用部分は、据置期間満了時に生存されている方に基本年金として配分するという考え方で、基本年金額を高く設定しています。

【イメージ図】

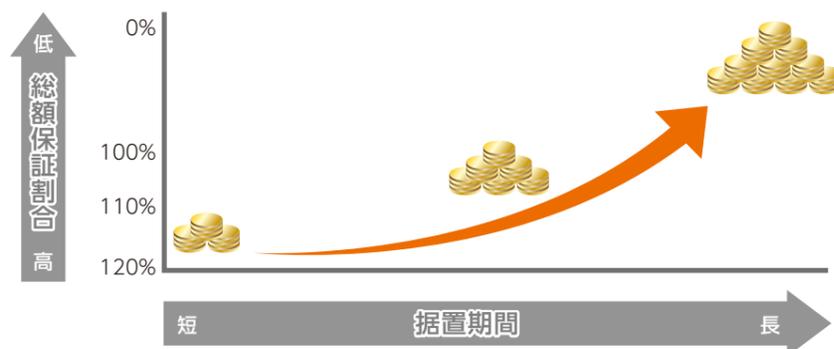


終身年金

トンチン性① トンチン性② の組合せ

総額保証割合*は低くするほど、据置期間は長くするほど、1回あたりの基本年金額を大きくすることができます。

【イメージ図】



確定年金

トンチン性②

据置期間を長くするほど、1回あたりの基本年金額を大きくすることができます。

【イメージ図】



* 基本年金の受取総額として保証する「総額保証額」の基本保険金額に対する割合をいいます。

※P.3~P.4のイメージ図は、トンチン性をご理解いただくためのものです。

指数連動コースより大きい基本年金額を、「一生涯」受け取れます。

年金額について

基本年金

- ご契約時に確定する基本年金額を毎年お受け取りいただけます。
- 基本年金額は、コース以外の条件がすべて同じ場合、指数連動コースより大きくなります。

受取方 終身
年金

- 1 ご契約後「すぐに*1」「ずっと」基本年金をお受け取りいただけます。
- 2 基本年金の受取総額として、最大で基本保険金額の120%を保証します。

■ 最低保証される基本年金の受取総額（総額保証額）は、以下の終身年金の種類に応じた総額保証割合を基本保険金額に乗じた額となります。

終身年金の種類 (総額保証割合)	総額保証額	終身年金の種類 (総額保証割合)	総額保証額
100%型 (100%)	基本保険金額(一時払保険料)×100%	120%型 (120%)	基本保険金額(一時払保険料)×120%
110%型 (110%)	基本保険金額(一時払保険料)×110%	なし型 (0%)	なし

■ 年金支払開始日前に、100%型 ⇄ なし型 への変更ができます。

※以下①～③のいずれかに該当する場合、変更できません。

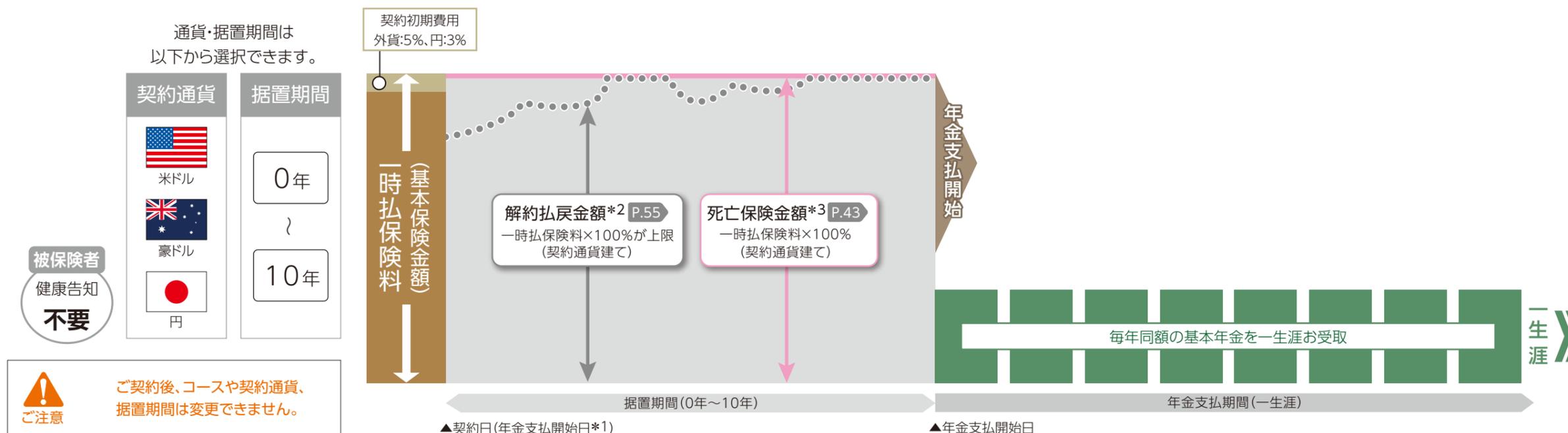
①年金支払開始日以後 / ②据置期間0年を選択されている場合 / ③110%型または120%型を選択されている場合

- 3 基本年金の受取累計額が総額保証額に到達する前に被保険者が死亡した場合でも、総額保証額に到達するまで基本年金を年金受取人*4に引続きお支払いします。

P.13

注意 なし型 の場合、総額保証割合が0%のため被保険者が死亡すると年金のお支払は終了し、契約が消滅します。そのため、基本年金の受取累計額（契約通貨建て）が一時払保険料を下回る場合があります。

【イメージ図】



*1 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。

第1回の支払額は、基本年金額に所定の利息を付した金額となります。

*2 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。

*3 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。

*4 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

指数連動コースより大きい基本年金額を、「期間を決めて」受け取れます。

年金額について

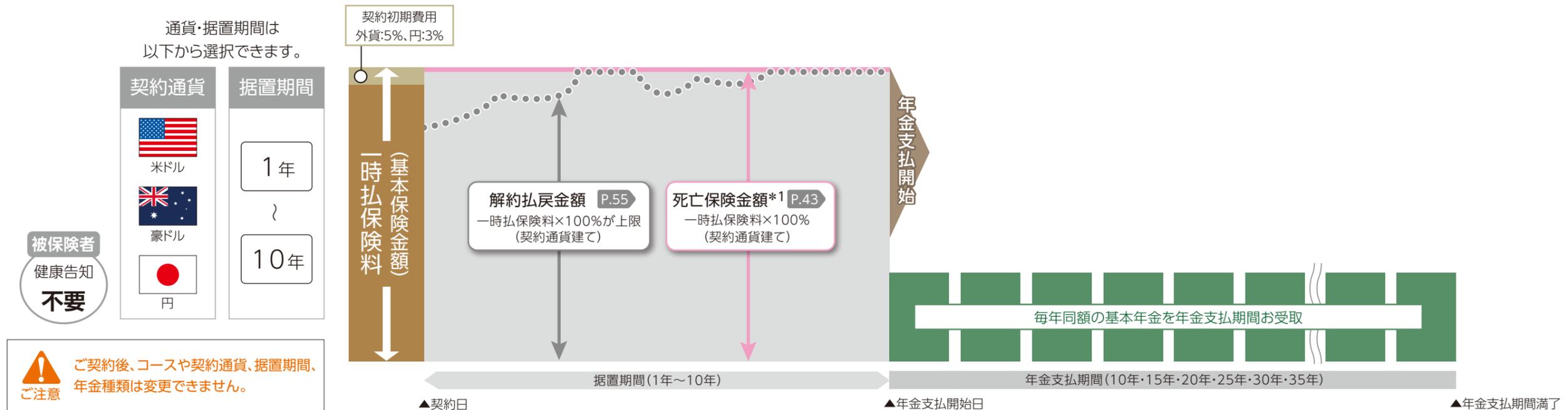
基本年金

- ご契約時に確定する基本年金額を毎年お受け取りいただけます。
- 基本年金額は、コース以外の条件がすべて同じ場合、指数連動コースより大きくなります。

受取方 確定
年金

- 1 ご契約の最短1年後から基本年金をお受け取りいただけます。
- 2 年金支払期間をお選びいただけます。
年金支払期間は、10年・15年・20年・25年・30年・35年となります。
※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択できません。
※据置期間と年金支払期間の合計は40年未満となります。
※ご契約後、年金支払期間は変更できません。
- 3 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、年金支払期間満了まで年金受取人*2に引続き基本年金をお受け取りいただけます。

【イメージ図】



*1 死亡保険金は据置期間中の保障となります。
*2 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

指数連動コース **終身**
年金

基本年金に、参照指数の上昇率を反映した指数連動年金を上乗せします。年金は「一生涯」受け取れます。

年金額について

指数連動年金

年金支払日のたび、その前日の参照指数の上昇率に基づき計算した指数連動年金を基本年金に上乗せします。
なお、据置期間0年を選択した場合の第1回の年金には、指数連動年金の上乗せはありません。*1

- ・指数連動年金の上乗せの判定は、契約日から30年後の年金支払日までとなります。
- ・指数連動年金には、ご注意ください事項があります。くわしくは、P.15~P.16でご確認ください。

基本年金

ご契約時に確定する基本年金額を毎年お受け取りいただきます。

用語説明

参照指数： 上昇率の計算に用いるために三井住友海上プライマリー生命が指定する指標
 上昇率： 基準日以後、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合
 基準日： 「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込を承諾した日」のいずれか遅い日の翌日
 連動率： 契約通貨に応じて設定される率(固定)のことをいい、外貨100%、円10%となります。

受取方 **終身**
年金

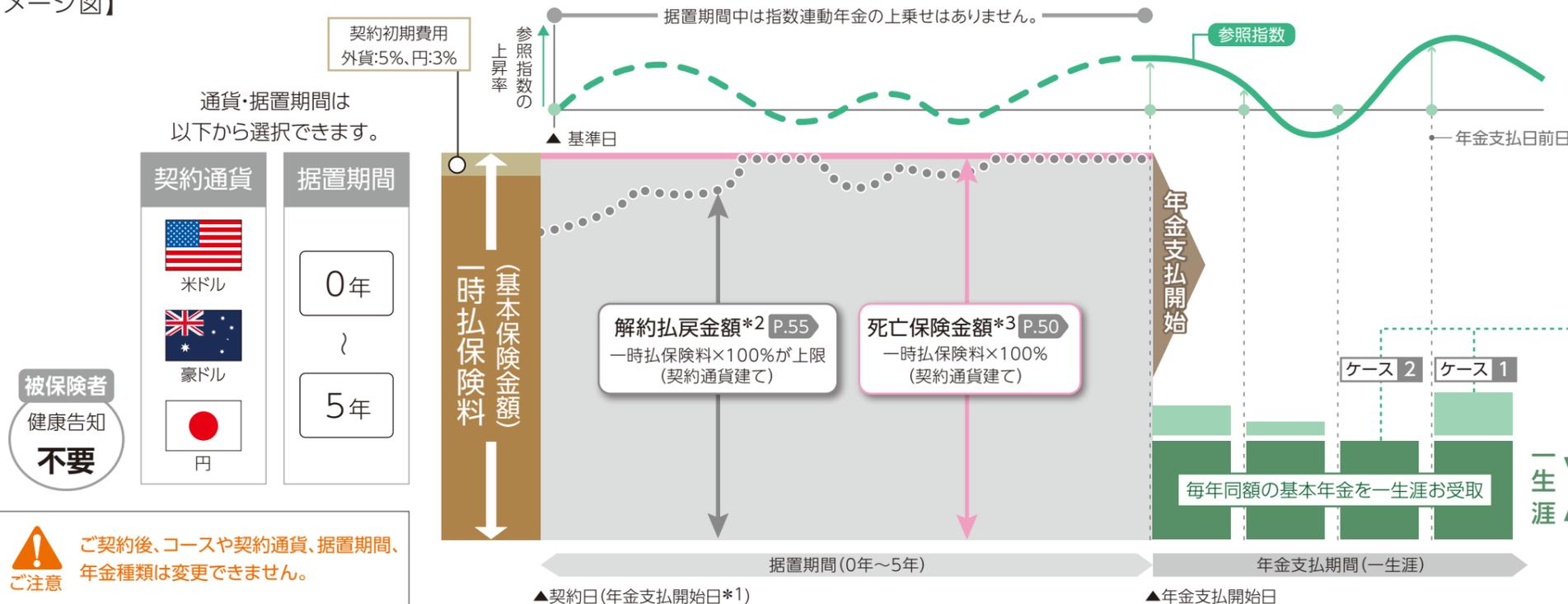
- ご契約後「すぐに*1」「ずっと」基本年金をお受け取りいただけます。
- 基本年金の受取総額として、最大で基本保険金額の120%を保証します。
最低保証される基本年金の受取総額(総額保証額)は、以下の終身年金の種類に応じた総額保証割合を基本保険金額に乗じた額となります。
- 基本年金の受取累計額が総額保証額に到達する前に被保険者が死亡した場合でも、総額保証額に到達するまで基本年金を年金受取人*4に引続きお支払いします。

終身年金の種類 (総額保証割合)	総額保証額	終身年金の種類 (総額保証割合)	総額保証額
100%型 (100%)	基本保険金額(一時払保険料)×100%	120%型 (120%)	基本保険金額(一時払保険料)×120%
110%型 (110%)	基本保険金額(一時払保険料)×110%	なし型 (0%)	なし

なし型の場合、総額保証割合が0%のため被保険者が死亡すると年金のお支払は終了し、契約が消滅します。そのため、基本年金の受取累計額(契約通貨建て)が一時払保険料を下回る場合があります。

P.13

【イメージ図】



指数連動年金について

P.15~P.16

- ・年金支払日のたびに判定します。
※据置期間0年の場合、第1回の年金支払日の判定はありません。したがって、第1回の支払額は、基本年金額に所定の利息を付した金額となります。
- ・参照指数の上昇率の計算には、年金支払日前日の参照指数の値を適用します。
- ・年金支払日前日の値が基準日の値を上回った場合、指数連動年金を基本年金に上乗せします。
※据置期間中は指数連動年金の上乗せはありません。

ケース1

【イメージ図】年金支払日前日の値が基準日の値を上回った場合



ケース2

【イメージ図】年金支払日前日の値が基準日の値を下回った場合



*1 据置期間0年を選択された場合、年金支払開始日は契約日となります。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。第1回の支払額は、基本年金額に所定の利息を付した金額となります。
 *2 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。
 *3 死亡保険金は据置期間中の保障となります。ただし、据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。
 *4 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

ご注意 年金支払日前日の参照指数の値が基準日の値を上回らなかった場合、その年の指数連動年金はゼロとなり、基本年金のみとなります。

基本年金に、参照指数の上昇率を反映した指数連動年金を上乗せします。年金は「期間を決めて」受け取れます。

年金額について

指数連動年金

年金支払日のたび、その前日の参照指数の上昇率に基づき計算した指数連動年金を基本年金に上乗せします。

- ・指数連動年金の上乗せの判定は、最後の年金支払日までとなります。
- ・指数連動年金には、ご注意ください事項があります。くわしくは、P.15~P.16でご確認ください。

基本年金

ご契約時に確定する基本年金額を毎年お受け取りいただけます。

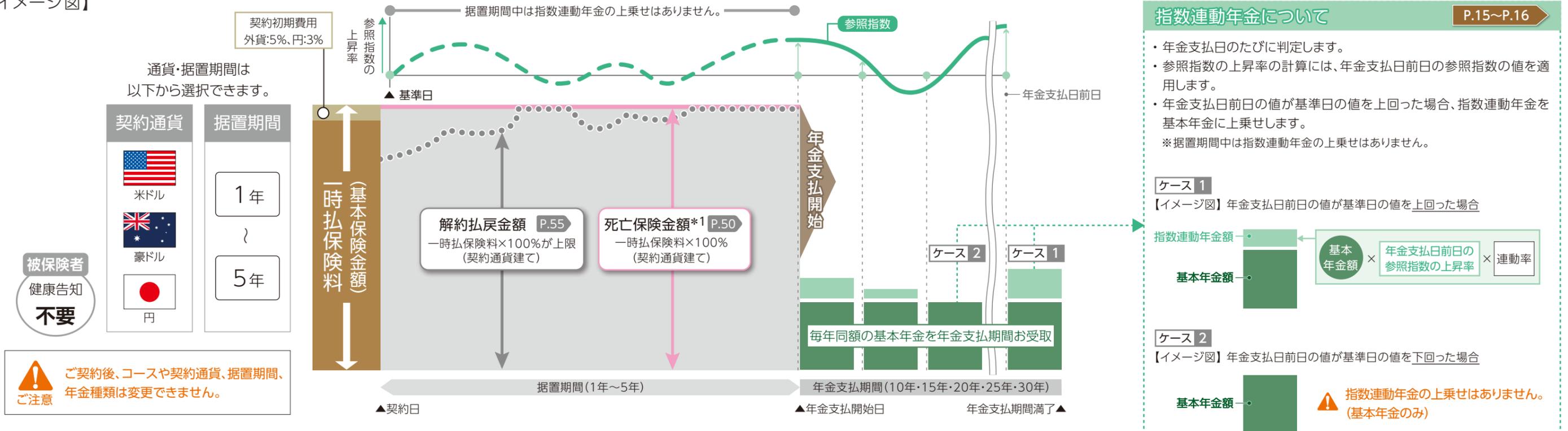
用語説明
 参照指数： 上昇率の計算に用いるために三井住友海上プライマリー生命が指定する指標
 上昇率： 基準日以後、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合
 基準日： 「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込を承諾した日」のいずれか遅い日の翌日
 連動率： 契約通貨に応じて設定される率(固定)のことをいい、外貨100%、円10%となります。

受取方

確定
年金

- 1 ご契約の最短1年後から基本年金をお受け取りいただけます。
- 2 年金支払期間をお選びいただけます。
 年金支払期間は、10年・15年・20年・25年・30年となります。
 ※据置期間2年以上の場合、年金支払期間30年は選択できません。
 ※ご契約後、年金支払期間は変更できません。
- 3 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、年金支払期間満了まで年金受取人*2に引続き基本年金をお受け取りいただけます。

【イメージ図】



*1 死亡保険金は据置期間中の保障となります。
 *2 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

ご注意 年金支払日前日の参照指数の値が基準日の値を上回らなかった場合、その年の指数連動年金はゼロとなり、基本年金のみとなります。

終身年金の総額保証割合について

(なし型を除く)

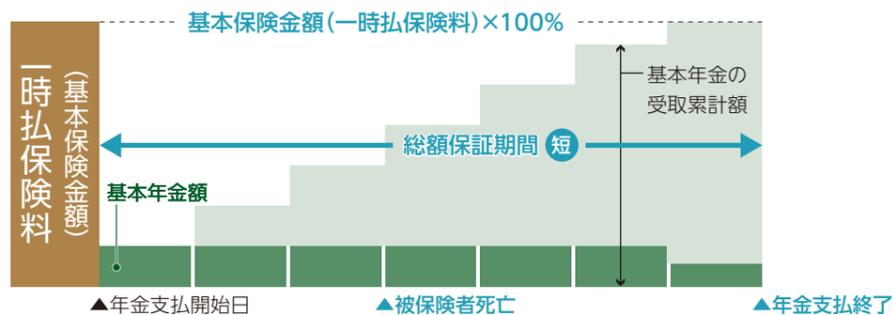
総額保証割合と基本年金額について

総額保証割合が高いと基本年金の受取総額(総額保証額)は大きくなります。

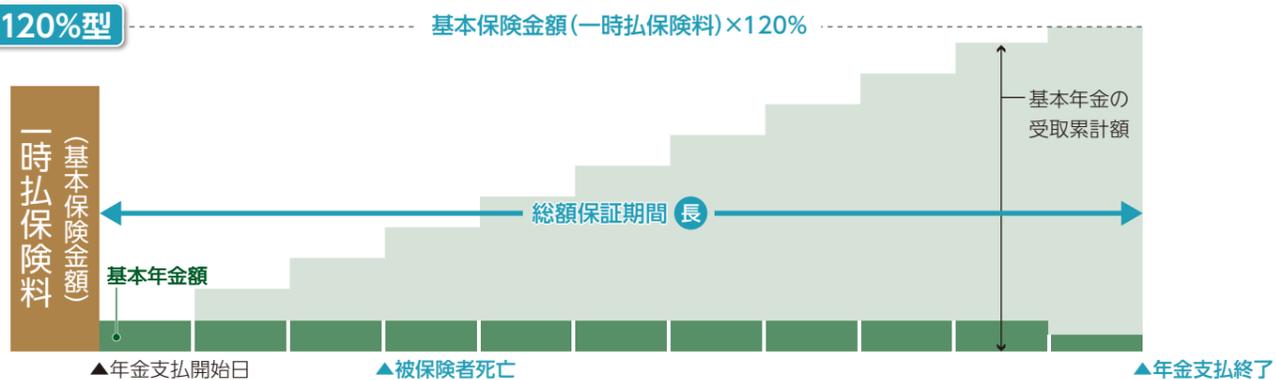
一方で、総額保証割合の高い年金種類の方が毎年の基本年金額は小さくなり、基本年金の受取累計額が総額保証額に到達するまでの期間(総額保証期間)は長くなります。

【イメージ図(100%型と120%型を比較した場合)】

100%型

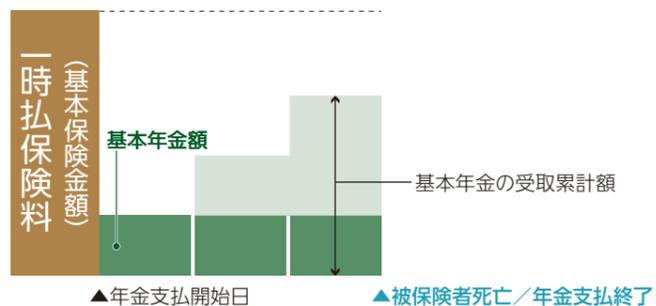


120%型



<参考>

なし型

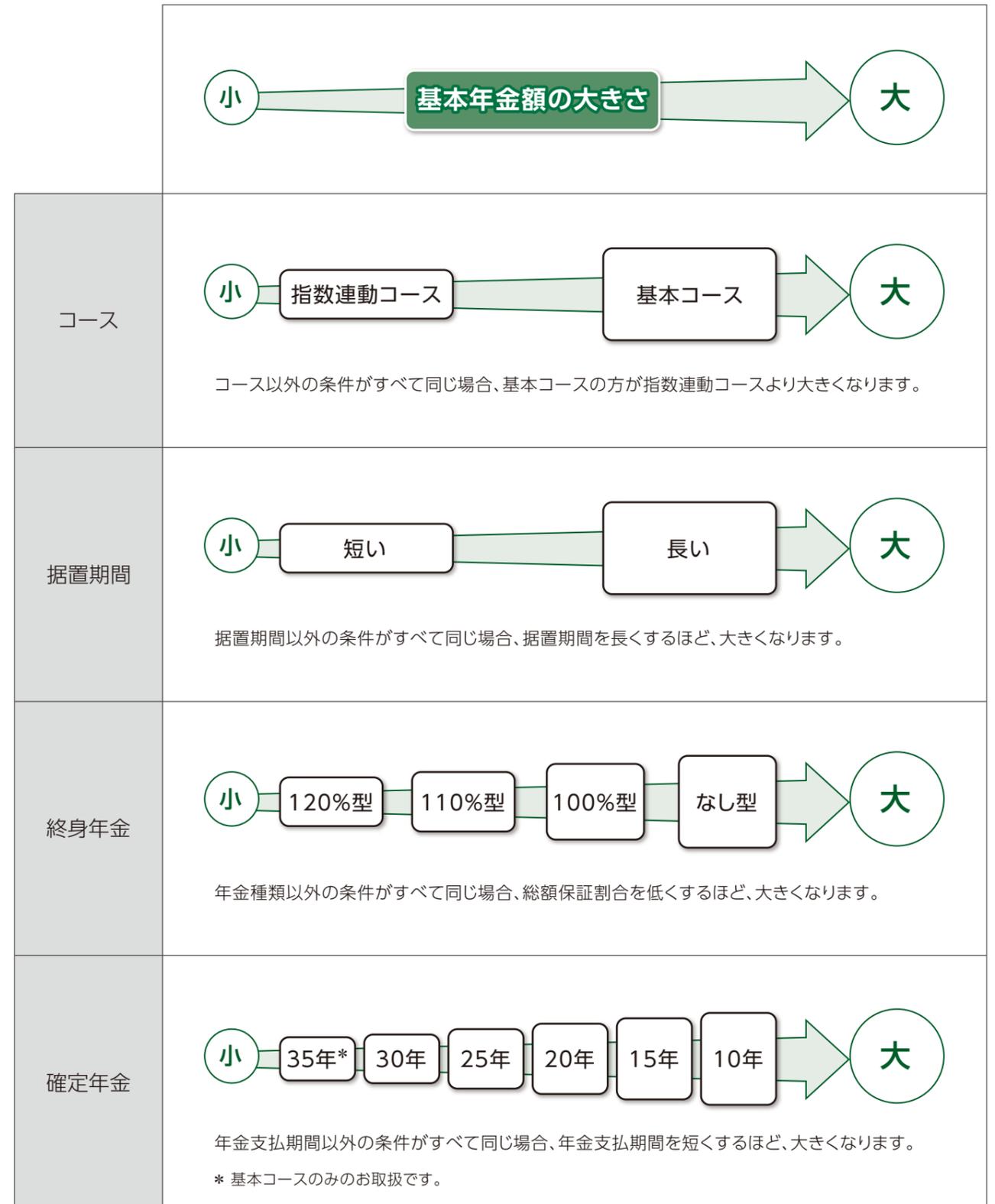


※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

基本年金額の大きさについて

1回あたりの基本年金額の大きさについて(イメージ)

下記のとおり、ご選択いただく内容によって、1回あたりの基本年金額の大きさが変わります。



指数連動年金について

- 年金支払日のたびに指数連動年金の上乗せを判定します。
※据置期間0年の場合、第1回の年金支払日の判定はありません。
- 判定には、年金支払日前日の参照指数の値を用い、その値が基準日の値を上回る場合に指数連動年金が年金支払日の基本年金に上乗せされます。
- 判定期間は以下のとおりです。

いつから

据置期間0年

契約日の1年後の年金支払日から

上記以外

年金支払開始日から

いつまで

終身年金

契約日から30年後の年金支払日まで

※契約日から30年後の年金支払日に支払われる指数連動年金額と同額を一生お受け取りいただけます。

確定年金

最後の年金支払日まで

- 上記にかかわらず、以下の場合、以後、指数連動年金の上乗せを判定しません。

- ・ 被保険者が死亡した場合
- ・ 年金を一括受取した場合



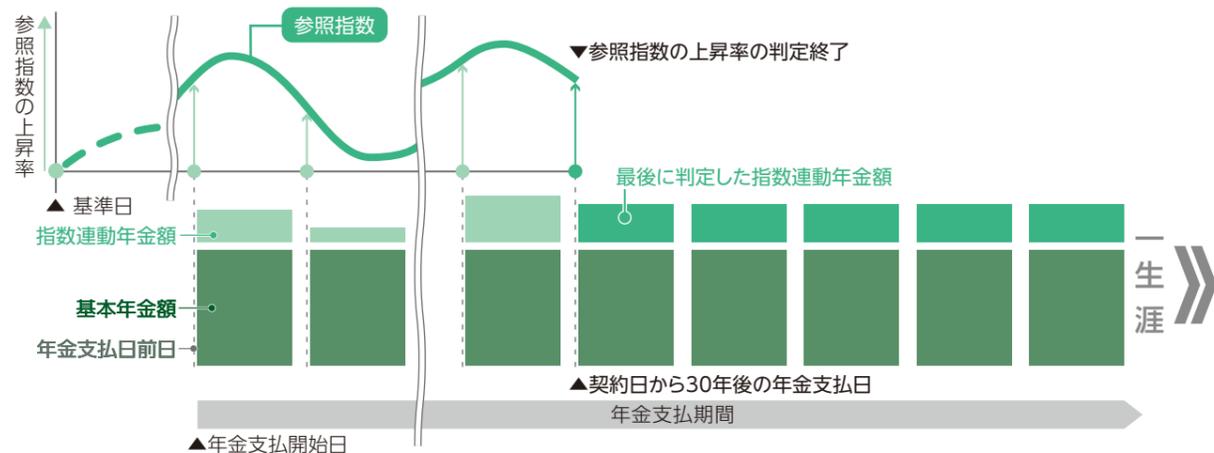
終身年金における指数連動年金の判定は、**契約日から30年後の年金支払日まで**となります。それ以後の指数連動年金は、**最後に判定した指数連動年金額と同額**となります。確定年金の場合は、最後の年金支払日までとなります。

終身年金 指数連動年金の判定終了後のお取扱について

契約日から30年後の年金支払日以後も被保険者をご存命の場合、最後に判定した指数連動年金額と同額を一生お受け取りいただけます。

※最後の判定で参照指数の上昇率が0の場合は指数連動年金の上乗せはなく、それ以後、基本年金のみのお受取となります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。 ※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

指数連動年金額の計算方法

$$\text{指数連動年金額} = \text{基本年金額} \times \text{年金支払日前日の参照指数の上昇率} \times \text{連動率}$$

※終身年金の場合、契約日から30年後の年金支払日に支払われる指数連動年金額は、上記で計算した金額に契約日から30年後の年金支払日における三井住友海上プライマリー生命の定める率(100%以上とします。)を乗じた額とします。

年金支払日前日の参照指数の上昇率

上昇率は、**0.01%単位**で判定します。(0.01%未満を切捨て、0未満の場合は0とします。)

<上昇率の計算方法>

$$\text{上昇率(\%)} = \frac{\text{年金支払日前日の参照指数の値} - \text{基準日の参照指数の値}}{\text{基準日の参照指数の値}} \times 100$$

用語説明

参照指数：上昇率の計算に用いるために三井住友海上プライマリー生命が指定する指標

上昇率：基準日以後、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合

基準日：「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込を承諾した日」のいずれか遅い日の翌日

連動率

契約通貨に応じて設定される率(固定)のことをいい、以下の通りとなります。

		100%
米ドル	豪ドル	
		10%
円		

指数連動年金額の計算例

[前提] 契約通貨：米ドル | 基本年金額：1,000米ドル | 基準日の参照指数の値：100.00 | 連動率：100%

年金支払日前日の参照指数の値	基本年金額	×	年金支払日前日の参照指数の上昇率	×	連動率	=	指数連動年金額
120.00の場合	1,000米ドル	×	$\left[\frac{120.00 - 100.00}{100.00} \times 100 \right] \%$	×	100%	=	200米ドル
75.00の場合	1,000米ドル	×	$\left[\frac{75.00 - 100.00}{100.00} \times 100 \right] \%$	×	100%	=	0米ドル (指数連動年金はありません。)

※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

参照指数と指数スポンサー

- 上昇率の算出に用いる「参照指数」は、契約通貨に応じて、下記のとおりとなります。

契約通貨	参照指数	指数スポンサー
米ドル	マクロ・アロケーター・プラス戦略指数P (米ドル)	ゴールドマン・サックス・インターナショナル
豪ドル	マクロ・アロケーター・プラス戦略指数P (豪ドル)	
円	マクロ・アロケーター・プラス戦略指数P (日本円)	

参照指数の特徴

特徴1 資産配分を毎月見直します

- ① 株式や債券、クレジット、コモディティ、ヘッジファンド等を投資対象資産とします。
- ② 指数スポンサーが独自に開発した経済成長・インフレに着目するシグナルに基づき、月次で経済局面を判定し運用方針の見直しを行います。

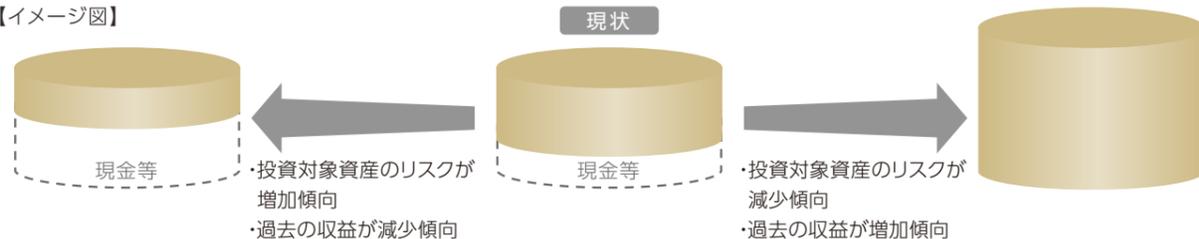
- 各経済局面で重点的に投資する対象資産

加速 インフレーション 減速	経済局面 インフレ 加速 経済成長 減速	重点的に投資する対象資産 債券(米国物価連動国債) コモディティ ヘッジファンド等	経済局面 インフレ 加速 経済成長 加速	重点的に投資する対象資産 株式(米国株式、新興国株式) 債券(米国物価連動国債) クレジット コモディティ ヘッジファンド等
	経済局面 インフレ 減速 経済成長 減速	重点的に投資する対象資産 債券(先進国国債) コモディティ ヘッジファンド等	経済局面 インフレ 減速 経済成長 加速	重点的に投資する対象資産 株式(米国株式) 債券(先進国国債) クレジット ヘッジファンド等
	減速		経済成長	
			加速	

特徴2 運用総額を増減させる調整を毎日行います

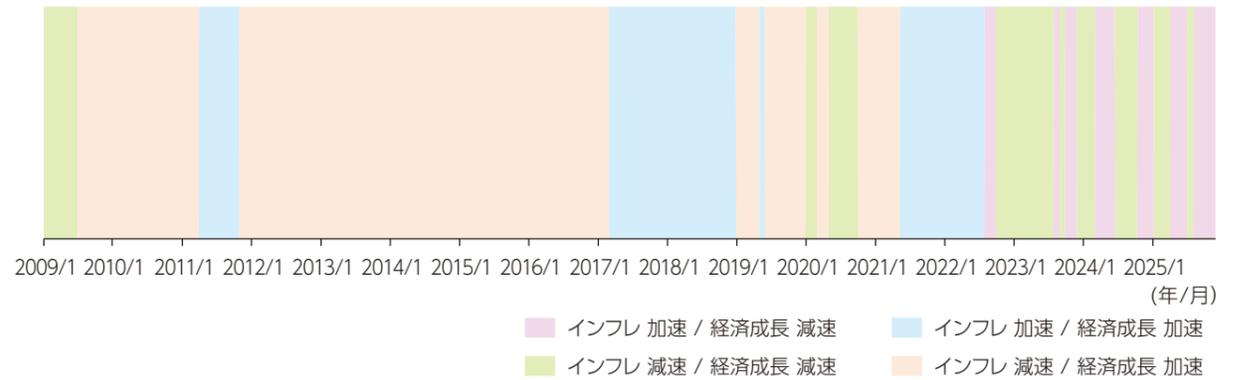
リターンの安定化を目指して、過去のパフォーマンスをもとに、価格変動リスクおよび相場の方角性を計測し、投資対象資産のポジション量を日々調整します。

【イメージ図】



参照指数のシミュレーション

- 経済局面の推移



- 参照指数の推移 (契約通貨:米ドル、2009年1月6日を100として算出)



- ・ 期間:2009年1月6日～2025年11月28日
- ・ 「参照指数の推移」は、「マクロ・アロケーター・プラス戦略指数P(米ドル)」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2009年1月6日を100とし、運用を行ったと仮定した場合の推移をグラフ化したものです。
- ・ ゴールドマン・サックス証券株式会社からの参照指数等に係る提供データを利用して、三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。

※ 上記シミュレーションの参照指数は戦略控除率(指数値に対し年率0.5%)および複製コストを差し引いています。複製コストについては、事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することができません。
 <参考>複製コストのシミュレーション結果:年0.21%～年0.83%の範囲、平均値は年0.51%(期間:2009年1月～2025年11月)

ご注意

- 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値であり、**実際の運用成果を表したものではありません。**また、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

年金のお受取について①

年金の分割支払について

年1回お受け取りいただく年金は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申出により、分割してお受け取りいただけます。

分割支払回数

当商品の年金の分割支払は、分割支払日までの利息を付けて後払いでお支払いするお取扱です。そのため、年金支払日にその年分の年金のお支払はありません。

年2回 年金支払日の6カ月後および12カ月後の月単位の契約応当日

年6回 年金支払日の2カ月後、4カ月後、6カ月後、8カ月後、10カ月後、12カ月後の月単位の契約応当日

※年金支払日が偶数月の場合、**奇数月受取**を選択いただくこともできます。
(分割支払日:年金支払日の1カ月後、3カ月後、5カ月後、7カ月後、9カ月後、11カ月後の月単位の契約応当日)
※年金奇数月支払特約を付加いただけます。

年12回 年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

【例】年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日													
		4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
年2回	お支払は ありません							●							●
年6回				●		●		●		●		●		●	
奇数月受取		●		●		●		●		●		●		●	
年12回		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
参考 年1回		●													○ 翌年分

※分割支払額は、年金額に所定の利息を付けた上で各回の支払額が均等になるように計算した額とします。

参考 公的年金の補完として活用いただける **奇数月受取**

公的年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金など)は、通常「偶数月」に支給されます。「選べる人生応援年金」の年金を**奇数月受取**とした場合、偶数月は公的年金、奇数月は「選べる人生応援年金」の年金と、毎月途切れることなくお受け取りいただけます。

※契約日の属する月が偶数月の場合、年金奇数月支払特約を付加いただけます。

【イメージ図】



※上図は年金受取のサイクルを示すイメージ図であり、「選べる人生応援年金」が公的年金と同額の年金をお支払いするという意味ではありません。
※公的年金のお取扱については、2026年1月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。くわしいお取扱につきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。

【ご確認ください事項等】

- 年金支払期間中に年金の分割支払回数を指定・変更・解除する場合、次に迎える年金支払日の年金から反映されます。
- 年金を分割でお受け取りいただく場合、1回あたりの分割支払額は、契約通貨が米ドルの場合250米ドル／豪ドルの場合250豪ドル／円の場合30,000円以上となるよう分割支払回数をご選択いただけます。
- 分割支払中に契約が消滅した場合、または年金の一括支払が行われた場合で、分割された年金の未払分がある時は、未払分を一括して年金受取人にお受け取りいただけます。
- 契約通貨が外貨の場合

【円でのお受取を選択している場合】

契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算してお受け取りいただけます。

【指定為替レートを設定している場合】

契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)と指定為替レートを比較し、円でお受け取りまたは契約通貨で据え置きます。

年金のお受取について②

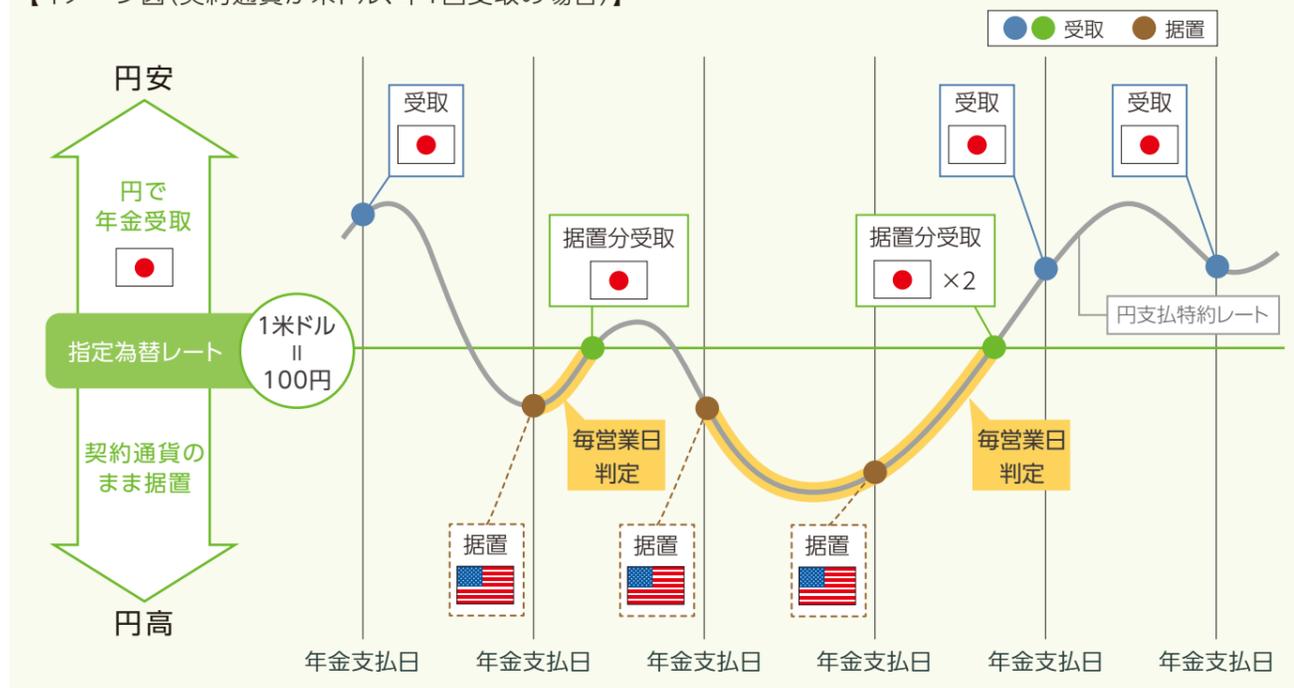
毎日見守る 円建受取額確保サポート機能



<契約通貨が外貨で、為替レートを設定して年金を円で受け取りたい場合(円換算額自動確保特約)>

- 契約者*1に、指定為替レートを1銭単位で設定いただけます。
- 毎年の年金支払日*2の為替レート(円支払特約レート)が、指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円でお支払となり、円高になった場合は外貨(契約通貨)のまま年金を三井住友海上プライマリー生命が定める利息を付して据え置きます。
- 据え置かれた年金(利息を含む)は、年金支払日の翌営業日以後の毎営業日、円支払特約レートが指定為替レートと同じまたは円安になった時に円でお支払いします。

【イメージ図(契約通貨が米ドル、年1回受取の場合)】



*1 年金支払開始日以後は、年金受取人となります。

*2 年金支払開始日の年単位の応当日となります。(分割支払を選択している場合は、分割支払日となります。)なお、据置期間0年の場合、第1回の年金に限り、契約日の1カ月後の月単位の応当日となります。

年金の分割支払で、為替判定の開始のタイミングを分散できます

たとえば年12回の分割支払を選択した場合、1年で12回分の年金の為替判定があります。年金の支払回数をふやした方が、より為替の変動にあわせてお受取ができます。

指定為替レートの見直しはいつでもできます

指定為替レートは、お電話で変更できます。

※三井住友海上プライマリー生命が電話で受け付けた日に変更となります。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター
フリーダイヤル 0120-81-8107
 (ハイ、パートナー)
 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

据え置かれた年金はいつでも契約通貨または円で引き出せます

指定為替レート到達前ならいつでも、お客さまのお申出により、据え置かれた年金を契約通貨または円で引き出すことができます。

※据え置かれた全額(利息含む)の引出となります。一部を引き出すことはできません。また、円換算額自動確保特約は解約されます。



年金受取の最終分(据え置かれた年金とその利息を含む)については、最終の年金支払日の円支払特約レートが指定為替レートより円高の場合、契約通貨でお受け取りいただけます。
 なお、年金受取人からお申出があった場合は、円でお受け取りいただくことが可能です。その場合、為替相場の影響で損失が生じる場合があります。

一括受取について

一括受取について

終身年金(なし型を除く)の場合は基本年金の受取累計額が総額保証額より少ないとき、確定年金の場合は年金支払期間中の最後の年金支払日前であれば、将来の年金のお支払いにかえて年金を一括でお受け取りいただくことができます。

年金種類		年金の一括受取
終身年金	100%型	<p>受取保証部分の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただきます。</p> <p>なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者をご存命の場合、以後の基本年金のお支払を再開します。</p> <p>※原則、再開後の年金のお支払において、指数連動年金のお支払はありません。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> 注意</p> <p>将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、基本年金に市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになります。そのため、年金の受取累計額と一括支払額を合計した額は、一時払保険料を下回る場合があります。</p> </div>
	110%型	
	120%型	
	なし型	<p>お受け取りいただける金額はありません。 (年金の一括支払はできません。)</p>
確定年金		<p>年金支払期間の残存期間に対応する基本年金の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただきます。 (契約は消滅します。)</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> 注意</p> <p>将来の年金のお支払にかえて一括で年金を受け取る場合、基本年金に市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになります。そのため、年金の受取累計額と一括支払額を合計した額は、一時払保険料を下回る場合があります。</p> </div>

※くわしくは、「契約概要」P.44またはP.51「4.年金の一括支払について」をご覧ください。

注意 基本年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な基本年金額や基本年金の受取累計額が一時払保険料以上となる年齢等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

社会貢献特約について

※くわしくは、「契約概要」P.54「5.主契約に付加できる主な特約について」をご覧ください。

社会貢献特約とは

社会貢献特約(以下、本特約)とは、三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金受取人とする特約です。被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金を契約者が選択した指定公益団体にお支払いします。

指定公益団体について

指定公益団体については、「三井住友海上プライマリー生命 社会貢献特約 指定公益団体のご案内」、または三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)をご覧ください。

本特約の付加にあたっては、死亡保険金受取人として、指定公益団体の中からいずれか1団体を、契約者に選択いただきます。

注意 契約者が選択した指定公益団体が消滅した場合、または契約者が選択した指定公益団体が三井住友海上プライマリー生命が定める指定公益団体ではなくなった場合、指定公益団体の中から三井住友海上プライマリー生命が指定した公益団体を新たな死亡保険金受取人とし、契約者へ通知します。

死亡保険金のお支払までの流れ

- ご契約時**
 - ご契約時に社会貢献特約を付加の上、指定公益団体の中からいずれか1団体を選択し、死亡保険金受取人として指定いただきます。
 - ※本特約は、契約者と被保険者が同一人の場合で、かつご契約時のみ付加することができます。
 - ※終身年金で据置期間0年を選択された場合、本特約を付加することはできません。
- ご契約中**
 - ご契約中、指定公益団体を変更することができます。
 - 本特約は中途解約することができます。この場合、新たな死亡保険金受取人(被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族)を指定いただきます。
 - ※本特約を解約した後に、再度付加することはできません。
- 被保険者死亡時**
 - 本特約を付加した契約で被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。
 - ※死亡保険金受取人から請求書類の提出がなくとも、三井住友海上プライマリー生命からの確認や他契約の死亡保険金の請求等により、三井住友海上プライマリー生命が死亡保険金の支払事由の発生を確認した時、死亡保険金の請求があったものとして取り扱います。
 - ※年金支払開始日以後は、指定公益団体にお支払いする保険金等はありません。

特にご留意いただきたい事項

- 本特約を付加した場合、以下にご留意ください。
 - ・死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体となります。この場合、死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体1団体のみとなり、死亡保険金受取人を複数指定することはできません。
 - ・遺族年金支払特約を付加することはできません。
- 本特約を中途付加することはできません。
- **本特約を付加した場合、死亡保険金受取人は指定公益団体となり、相続人ではありません。本特約の付加にあたっては、ご家族とご相談いただくよう強く推奨しております。**

その他特約等について

指定代理請求特約

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方を指定できる特約です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき…

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



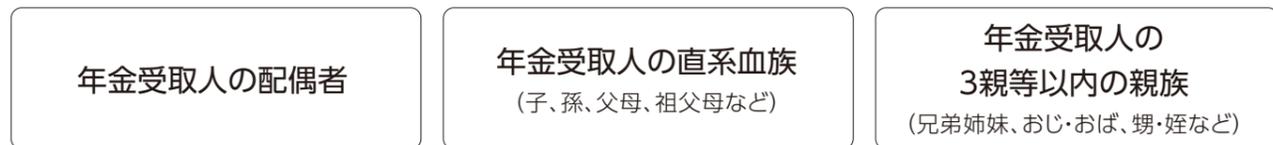
年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。
そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受け取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。



※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人指定制度

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方を指定できる制度です。

あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金を受け取ることができます。

たとえばこんなとき…

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



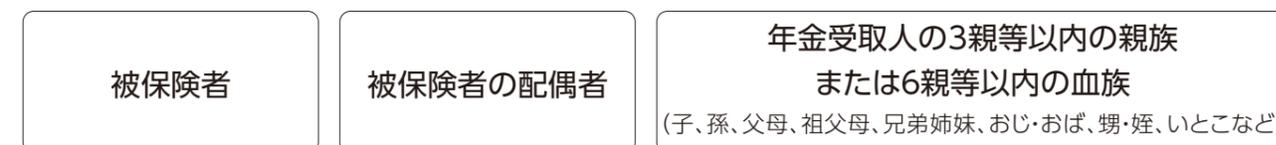
年金を受け取る権利の承継順位は次のとおりです。
①被保険者
②被保険者の配偶者
③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



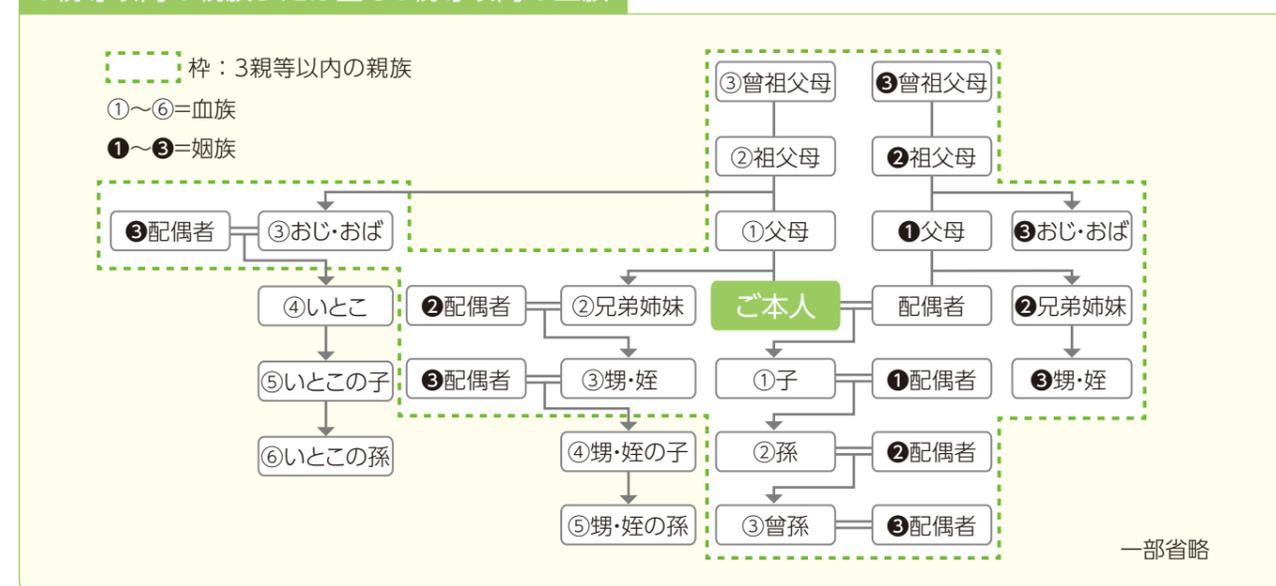
後継年金受取人が年金を受け取ることができます。

後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。



※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族



ご契約のお取扱について②

お手持ちのご資金と一時払保険料のお払込について (契約通貨が外貨の場合)

この商品は、契約通貨が外貨の場合、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただけます。お申込にあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかのお払込方法をご選択いただけます。

契約通貨	お手持ちのご資金(通貨)	円入金特約	保険会社宛の一時払保険料払込通貨		クーリング・オフ(お申込の撤回・契約の解除)の際の返還通貨
			契約通貨への交換		
外貨 米ドル 豪ドル	 円	付加する	 円	三井住友海上プライマリー生命*1	 円
		付加しない	 米ドル 豪ドル	銀行等*2	 保険会社宛の一時払保険料払込通貨
	—	 米ドル 豪ドル	—	—	 保険会社宛の一時払保険料払込通貨

*1 円でお払い込みいただく場合、三井住友海上プライマリー生命に着金する日の円入金特約レートで払込金額を契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。

*2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。

円入金特約について くわしくはP.54

クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)について くわしくはP.63~P.64

⚠️ ご注意ください

お手持ちのご資金(通貨)が円で、円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。

この場合、クーリング・オフの際に返還する通貨は契約通貨となります。

そのため、返還された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

年金の一括支払、解約、費用、税金について

年金の一括支払、解約、費用、税金については、以下のページをご確認ください。

年金の一括支払について	解約について	費用について	税金について
P.44またはP.51	P.55~P.57	P.59~P.61	P.68~P.70

< 解約、年金の一括支払について >

据置期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。

年金支払開始日以後は解約することができません。

また、**100%型** **110%型** **120%型** および **確定年金** は、年金支払開始日以後、年金を一括で受け取ることができます。(**なし型** は年金の一括支払はできません。)

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	基本年金額等を計算する際に適用される利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:営業日の午前9時~午後5時

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

年金受取時のお手続きについて(生存確認書類のご提出)

終身年金のお受取にあたり、以下の場合は生存確認を実施させていただきます。

年金種類	生存確認書類が必要な場合
なし型	毎年の年金受取時 ※据置期間0年の場合、初年度の生存確認はありません。
100%型 110%型 120%型	受取保証部分*の最後の年金支払日以後の年金受取時

* 被保険者が死亡した場合でも、総額保証額(基本保険金額に100%・110%・120%を乗じた額)に到達するまで基本年金を年金受取人に引き続きお支払いする総額保証額の残存部分をいいます。

※毎年の年金支払日を迎える前に、三井住友海上プライマリー生命より生存確認に関するご案内を送付いたしますので、お手続きください。また、生存確認書類として個人番号カードのコピー等をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご確認いただきたい事項①

解約時のリスクについて

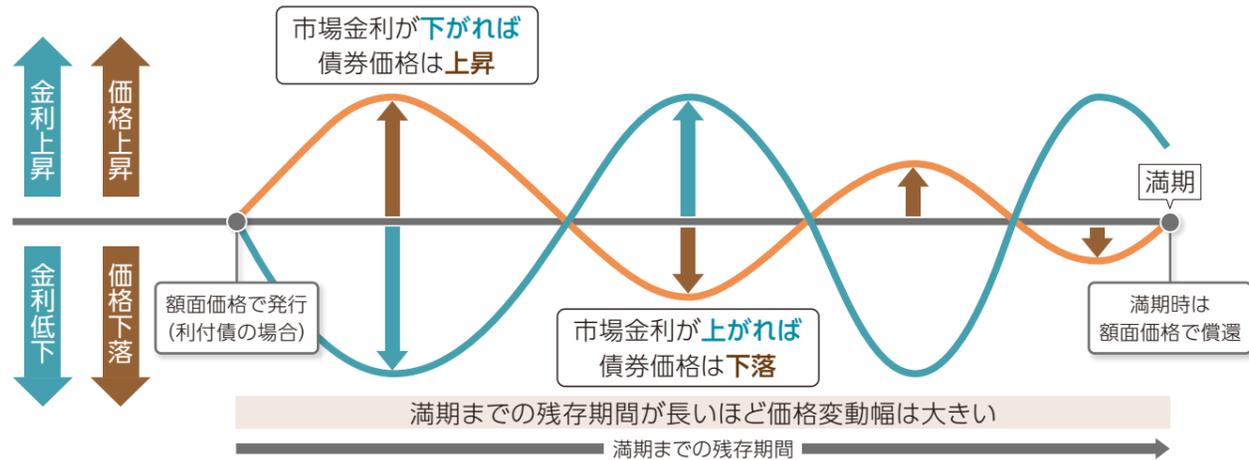
この商品の解約払戻金には、**金利(市場調整)***が影響します。
さらに外貨建て契約で解約払戻金を円で受け取る場合は**為替**も影響します。

* 円建ての市場調整については設計書をご覧ください。

市場調整とは

市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約払戻金に反映させるしくみがあります。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約払戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約払戻金額は増加します。

【市場金利と債券価格の相関イメージ】 — 市場金利の動き — 債券価格の動き



※市場調整の計算について詳細はP.55をご確認ください。

市場調整に用いる金利(指標金利)の変動が解約払戻金に与える影響

前提 コース:基本コース / 被保険者契約年齢:60歳 / 性別:女性 / 契約通貨:米ドル / 積立利率:3.60% / 契約日の指標金利:5.07% / 据置期間:5年 / 年金種類:確定年金 / 年金支払期間:20年

【一時払保険料に対する解約払戻金額の割合の例】 **この商品の解約払戻金は一時払保険料が上限となります。**

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額の割合(対一時払保険料比)				
	8.07%(+3%)	6.07%(+1%)	5.07%(±0%)	4.07%(-1%)	2.07%(-3%)
1年	70.0%	87.7%	98.4%	100.0%	100.0%
3年	77.7%	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%
5年	-	-	-	-	-

解約日の指標金利が
契約日より高い場合 ▶ 解約払戻金額は
減少します

解約日の指標金利が
契約日より低い場合 ▶ 解約払戻金額は
増加します

※上表は、契約当日を基準に計算して表示しています。経過年数5年は年金支払開始日のため「-」で表示しています。

※小数第2位を切り捨てて表示しています。

※()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

【ご参考】契約通貨ごとの過去の指標金利の変動幅

契約通貨	米ドル	豪ドル	円
最大上昇幅	+4.27%	+4.54%	+2.37%
最大下落幅	-2.71%	-2.10%	-0.32%

※米ドルと豪ドルについては2018年2月5日以降、円については年金支払期間30年に適用される2019年5月7日以降の各積立利率適用日の指標金利を基準に、2025年11月30日までの実績値における最大上昇幅と最大下落幅を表示しています。

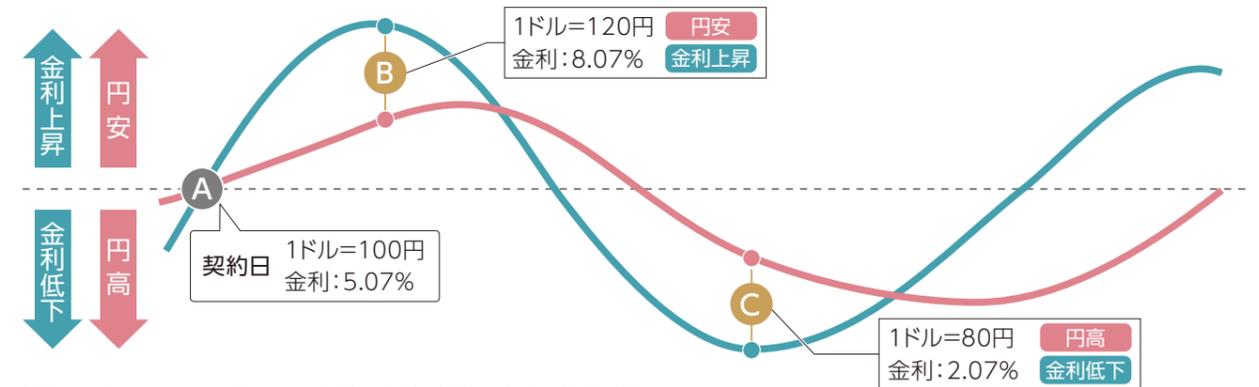
※次ページも必ずご確認ください。

為替と金利が解約払戻金に与える影響について

金利(市場調整)に加え、**為替**が解約払戻金に与える影響は、以下のとおりです。

前提 コース:基本コース / 被保険者契約年齢:60歳 / 性別:女性 / 契約通貨:米ドル / 積立利率:3.60% / 据置期間:5年 / 年金種類:確定年金 / 年金支払期間:20年 / 円入金額:1,000万円 / 一時払保険料:100,000ドル / 為替レート(1ドル=): **A** 100円 **B** 120円 **C** 80円 / 指標金利: **A** 5.07% **B** 8.07% **C** 2.07%

【イメージ図】 — 為替 — 市場調整に用いる金利(指標金利)



※上図はあくまでイメージ図であり、為替と金利の推移は実際の推移と異なります。

【解約払戻金額シミュレーション】

(単位:米ドル(円換算額は円))

経過年数	市場環境	① 積立金額	② 市場調整額	③ 解約払戻金額	
				③=①-② 一時払保険料が上限 (対一時払保険料比) 市場調整の影響あり	円換算額 (対円入金額比) 為替の影響あり
1年	B 契約日より 為替 20円円安 指標金利 3%上昇	98,412	28,410	70,002 (70.0%)	8,400,240 (84.0%)
3年	C 契約日より 為替 20円円高 指標金利 3%低下	105,656	-39,229	100,000 (100.0%)	8,000,000 (80.0%)

※上表は、契約当日を基準に計算して表示しています。
※比率は、小数第2位を切り捨てて表示しています。

解約払戻金の円換算額は、円安の場合であっても、市場調整の影響により、プラスとならない場合があります。

金利変動リスクとは...



「契約概要」P.55～P.57の「6.解約について」もあわせてご確認ください。

ご確認くださいいただきたい事項②

死亡保険金・解約払戻金について

据置期間中の死亡保険金・解約払戻金が抑制されます。

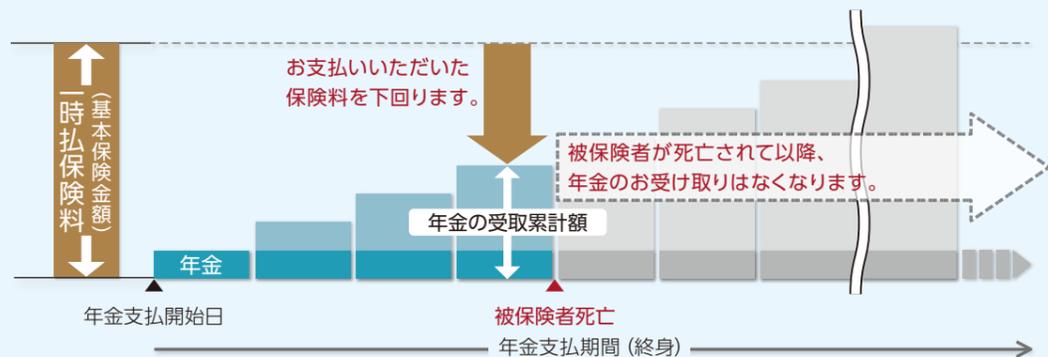
死亡保険金は、契約通貨建ての一時払保険料の100%となります。
解約払戻金は、契約通貨建ての一時払保険料の100%が上限となり、一時払保険料を下回る可能性があります。

なし型 では、年金支払期間中の死亡保障はありません。

基本年金額を大きくする一方、以下のような特徴があります。
ご家族の方にもこの年金の特徴をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

■ 年金支払期間中に被保険者の方が死亡された場合、死亡保障はありません。

そのため、年金支払開始日から被保険者の方が死亡された日までに受け取られた年金の受取累計額が一時払保険料を下回る場合があります。



■ 年金のお受取にかえて一括で受け取ることはできません。

また、年金支払開始日以後はご契約を解約することができず、払戻金もありません。

指数連動年金の運用実績について

指数連動コース

指数連動年金 は、運用実績によっては、ゼロとなる場合もあります。

この商品の指数連動年金は、年金支払日前日の参照指数が基準日の値を上回らなかった場合、ゼロとなります。

アフターサービスについて①

お客さまサポート

ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

【ご利用までの流れ】

① ログイン画面

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

② 認証コード入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

③ ログイン完了

任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

三井住友海上プライマリー生命 ホームページ
<https://www.ms-primary.com>

※仮パスワードがお手元ない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内・各請求書類のお取寄

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-81-8107
 (ハイ、パートナー)
 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等
 契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。
 ※据置期間0年の場合、「年金証書」も同封します。

据置期間中

※据置期間0年以外

ご契約状況のお知らせ
 毎年1回、契約者宛にご案内*します。
 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

年金受取前

※据置期間0年以外

年金受取に関する請求書類
 契約者宛に郵送します。
 ※年金受取人が請求書類に必要な事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。
 ※年金受取人と契約者が同一人の場合、「年金受取に関するご案内」を契約者宛に郵送します。年金振込口座や年金の受取通貨などの変更がなければ、ご案内の内容で年金を支払います。

年金受取中

年金証書／お支払通知書
 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2026年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

アフターサービスについて②

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報をご確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を书面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのご案内

ご家族登録サービス



自分だけ契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。保険証券に同封している申込書でお申し込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまったら、どうしたらよいだろう…

年金支払期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

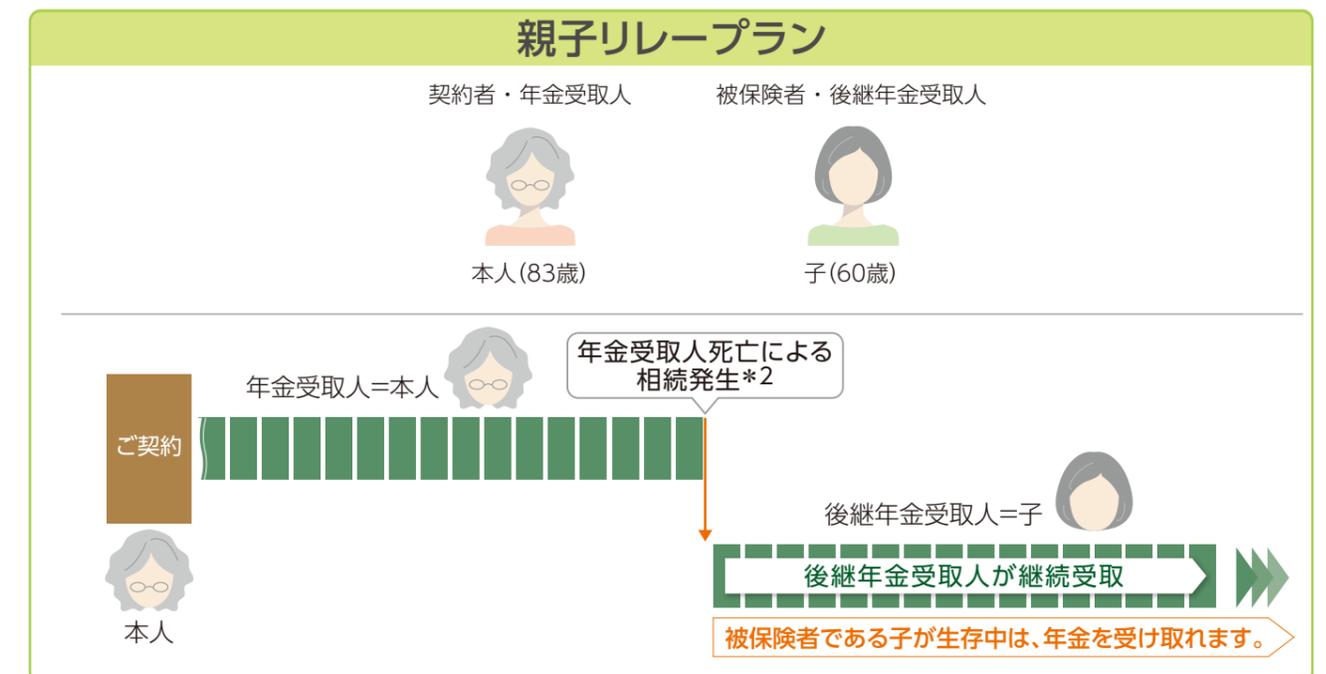
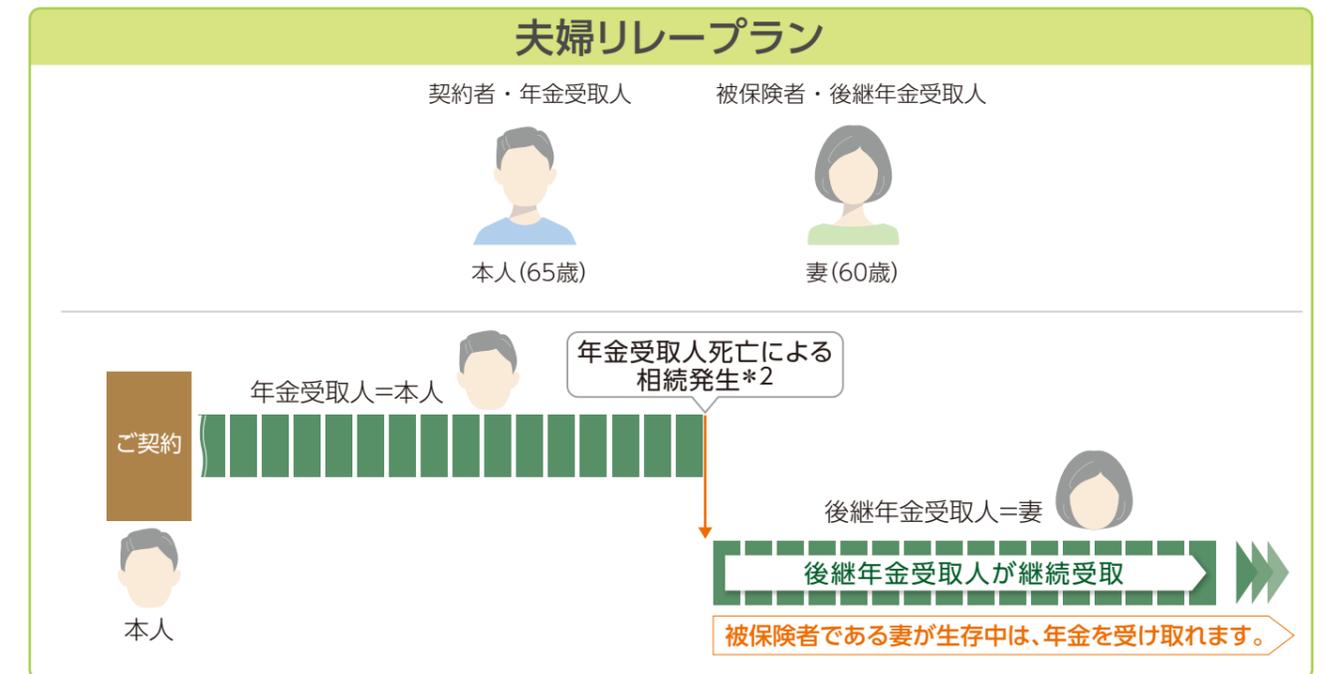
お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

参考 リレープラン^{*1}について

被保険者を配偶者やお子さま等にすることで、年金受取人が死亡された後も被保険者が生存している間は、後継年金受取人として配偶者やお子さま等が引続き年金を受け取ることができます。

*1 終身年金を選択し、契約者と年金受取人を同一人、被保険者を別人とした契約において、契約者が亡くなられた後も、被保険者が一生涯年金を受け取るしくみを指します。

【リレープランのご契約例：終身年金を選択した場合（終身年金は契約日の被保険者の年齢が50歳以上の場合に選択いただけます。）】



*2 年金受取人死亡による相続が発生した時点での年金受給権の評価額が、相続税の課税対象となります。

年金受給権の評価についてはP.38をご覧ください。

参考 年金にかかる税務について

※ここでは、「選べる人生応援年金」の税務の取扱の一部を説明しています。
 「注意喚起情報」P.68～P.70の「13. 税金のお取扱について」もあわせてご確認ください。

年金の税制上のお取扱

■ 契約者と年金受取人が同一人の場合

毎年お受取になる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。次の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算され、総合課税により所得税が課税されます。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受け取る円換算年金額(基本年金額+指数連動年金額)*1} - \text{必要経費}$$

*1 契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。

$$\text{必要経費} = \text{その年ごとに受け取る円換算基本年金額*1} \times \text{必要経費割合}$$

$$\text{必要経費割合} = \text{円換算一時払保険料*1} \div \text{基本年金総受取見込額*2(小数点第3位以下切り上げ)}$$

*2 終身年金の場合は、①円換算基本年金額*1×年金支払開始日における「表」の余命年数*3と②円換算総額保証額*1*4のいずれか大きい額
 確定年金の場合は、円換算基本年金額*1×支払年数となります。

*3 据置期間0年の場合、①に第1回の年金に加えてお支払いする利息の円換算額を加算した額となります。

*4 死亡時保証なし型終身年金の場合、0になります。

*分割支払の場合、①は分割支払額をもとに計算します。

【前提】

- 契約者・被保険者・年金受取人：同一人
- 被保険者の性別・契約年齢：男性・65歳
- 契約通貨：米ドル
- 基本保険金額：100,000ドル
- 円換算後の一時払保険料：1,000万円(換算為替レート：100円)
- コース：基本コース
- 据置期間：10年
- 年金種類：年金総額保証100%型終身年金
- 基本年金額：7,700ドル
- 第1回年金支払日におけるTTM：105円
- 第2回年金支払日におけるTTM：110円
- 指定為替レートの設定なし

▶ 必要経費の計算

$$\begin{aligned} \text{必要経費割合} &= \frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{基本年金総受取見込額}} \\ &= \frac{10,000,000\text{円}}{10,500,000\text{円}} = 0.96 \text{ (小数点第3位以下切り上げ)} \end{aligned}$$

基本年金総受取見込額
 ①7,700ドル×105円×8(「表」の余命年数表より)=6,468,000円
 ②100,000ドル×105円×100%=10,500,000円
 ⇒②>① よって10,500,000円

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{その年ごとに受け取る円換算基本年金額} \times \text{必要経費割合} \quad \text{円未満切り上げ} \\ \text{(第1回)} &= 7,700\text{ドル} \times 105\text{円} \times 0.96 = 776,160\text{円} \\ \text{(第2回)} &= 7,700\text{ドル} \times 110\text{円} \times 0.96 = 813,120\text{円} \end{aligned}$$

▶ 雑所得の計算

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{その年ごとに受け取る円換算年金額} - \text{必要経費} \\ \text{(第1回)} &= 7,700\text{ドル} \times 105\text{円} - 776,160\text{円} = 32,340\text{円} \\ \text{(第2回)} &= 7,700\text{ドル} \times 110\text{円} - 813,120\text{円} = 33,880\text{円} \end{aligned}$$

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

表 <必要経費計算用の余命年数*5表(所得税法施行令 別表 余命年数表より抜粋)>

年齢(歳)	余命年数		年齢(歳)	余命年数		年齢(歳)	余命年数	
	男性(年)	女性(年)		男性(年)	女性(年)		男性(年)	女性(年)
50	27	32	65	15	18	80	6	8
51	26	31	66	14	18	81	6	7
52	25	30	67	14	17	82	5	7
53	25	29	68	13	16	83	5	6
54	24	28	69	12	15	84	4	6
55	23	27	70	12	14	85	4	5
56	22	26	71	11	14	86	4	5
57	21	25	72	10	13	87	4	4
58	20	25	73	10	12	88	3	4
59	20	24	74	9	11	89	3	4
60	19	23	75	8	11	90	3	3
61	18	22	76	8	10			
62	17	21	77	7	9			
63	17	20	78	7	9			
64	16	19	79	6	8			

*5 税務上の計算に使用するもので、厚生労働省が発表している平均余命とは異なります。

■ 年金受取人(契約者)が死亡し、後継年金受取人が年金を引き継ぐ場合

年金の受取開始(年金受給権の取得)時に**相続税*6**の課税対象となります。また、毎年お受取になる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。

*6 相続税法上の年金受給権の評価額に対し課税されます。

年金受給権の評価額…評価額は、年金種類に応じて下記のとおりとなります。

終身年金 A～Cのいずれか大きい額

- A 年金の一括支払の額(一括支払の取扱が可能な場合)
- B 受取保証部分の残存部分の年金について、予定利率で計算した年金の現価
- C 完全生命表*7で計算した余命期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

※死亡時保証なし型終身年金の場合はCのみとなります。

※上記A～Cの「年金」は、契約日から30年後の年金支払日より前に年金受取人が死亡した場合は、「基本年金」となります。

*7 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)、人口動態統計(確定数)をもとに、精緻なデータおよび計算方法により、厚生労働省が5年ごとに作成しています。年金受給権の評価にあたっては、年金受給権を取得した年の1月1日において公表されている完全生命表を用います。

確定年金 A Bのいずれか大きい額

- A 基本年金の一括支払の額
- B 年金支払期間の残存期間中の基本年金について、予定利率で計算した基本年金の現価

参考 年金所得者の申告不要制度

年金所得者にとって、確定申告は申告手続き自体が負担となることも多いため、2011年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入されました。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。

※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。

※本制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります(2015年分以後に限ります)。

※本制度は2026年1月1日現在のものです。将来変更される可能性があります。

※住民税については、申告が必要な場合もあります。



- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 本税務取扱の内容は2026年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱については、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

契約概要および注意喚起情報では、「通貨選択生存保障重視型個人年金保険 普通保険約款」の用語を次のように表記しています。

- 「年金総額保証付終身年金（総額保証割合100%）」を「年金総額保証100%型終身年金」
- 「年金総額保証付終身年金（総額保証割合110%）」を「年金総額保証110%型終身年金」
- 「年金総額保証付終身年金（総額保証割合120%）」を「年金総額保証120%型終身年金」
- 「純粋終身年金（死亡時保証なし型）」を「死亡時保証なし型終身年金」

※ 契約概要および注意喚起情報では、基本保険金額に基づき、契約時に確定する年金を「基本年金」と表記しています。

1 この保険のしくみについて

この保険は、コース（基本コース・指数連動コース）、契約通貨（米ドル・豪ドル・円）、据置期間、年金種類をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用し、年金支払開始日以後に年金をお支払いするしくみの一時払の生命保険商品です。

年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を抑えることで、将来の年金額を大きくします。

『選べる人生応援年金』の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

2つのコースの概要については、下記をご参照ください。

基本コース	指数連動コース
P.41~P.45	P.46~P.52

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.61の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

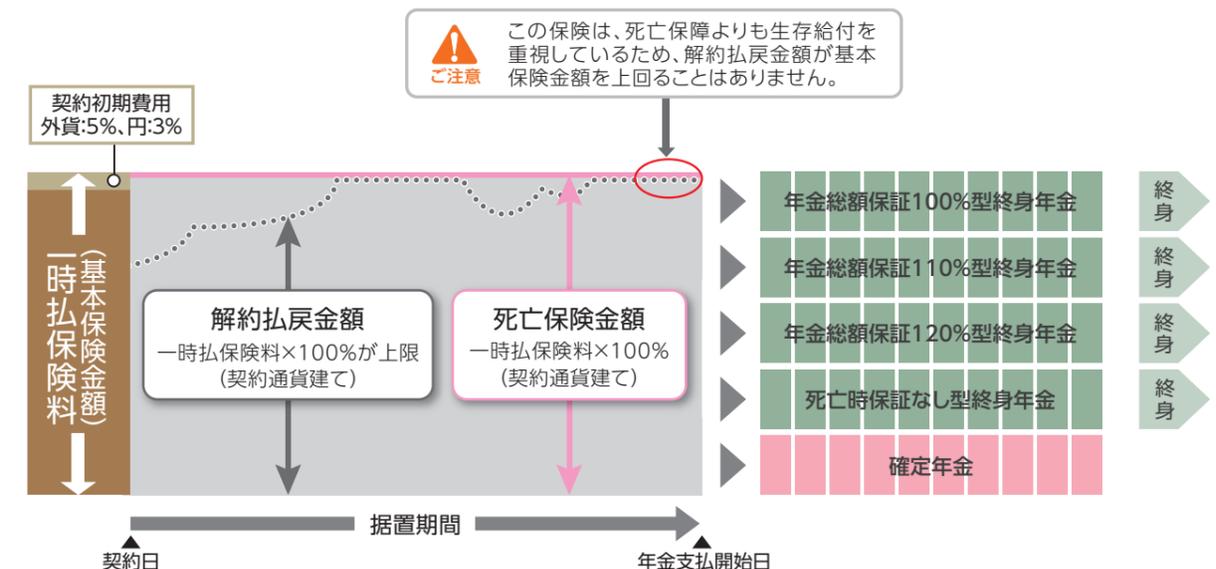
【据置期間なしの場合のイメージ図】



契約日/年金支払開始日*

- * 第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。そのため、第1回の支払額は、基本年金額に所定の利息を付した金額となります。
- ※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。
- ※ 据置期間0年の場合、確定年金を選択することはできません。

【据置期間ありの場合のイメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

2 2つのコースの概要について

基本コース

このコースでは、基本年金の総額保証額の水準が異なる4つの終身年金または確定年金からご選択いただけます。年金のお支払は、年1回、または年2回、年6回、年12回に分割してお支払いすることができます。

1. 年金額について

年金額は基本年金額と同額となります。

● 基本年金額

基本保険金額に基づき、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別、年金種類等により計算されます。

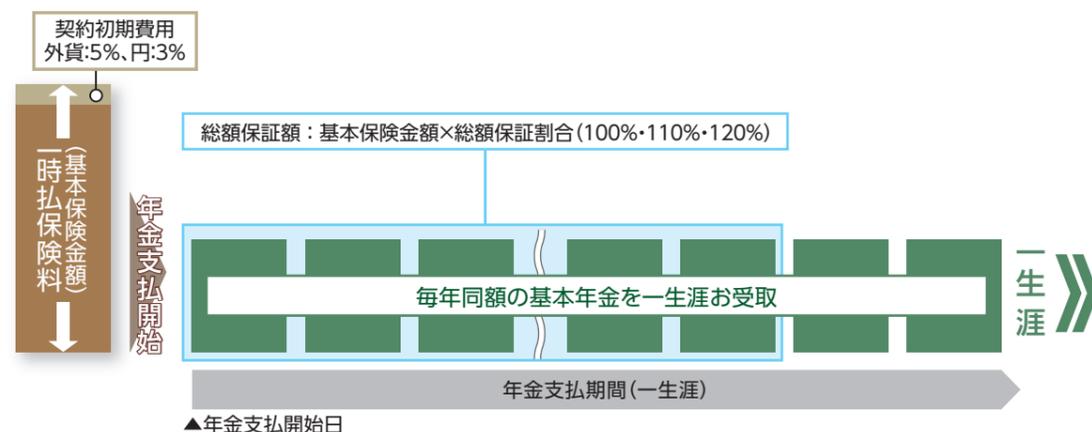
2. 年金種類について

● 年金総額保証100%型終身年金、年金総額保証110%型終身年金、年金総額保証120%型終身年金

被保険者が生存している間は、毎年同額の基本年金を一生にわたってお受け取りいただけます。被保険者が死亡された場合、基本年金の受取累計額が総額保証額＜＊＞に到達するまでは年金を引続きお受け取りいただけます。

＜＊＞ 基本保険金額に総額保証割合（100%・110%・120%）を乗じた額をいいます。

【イメージ図】

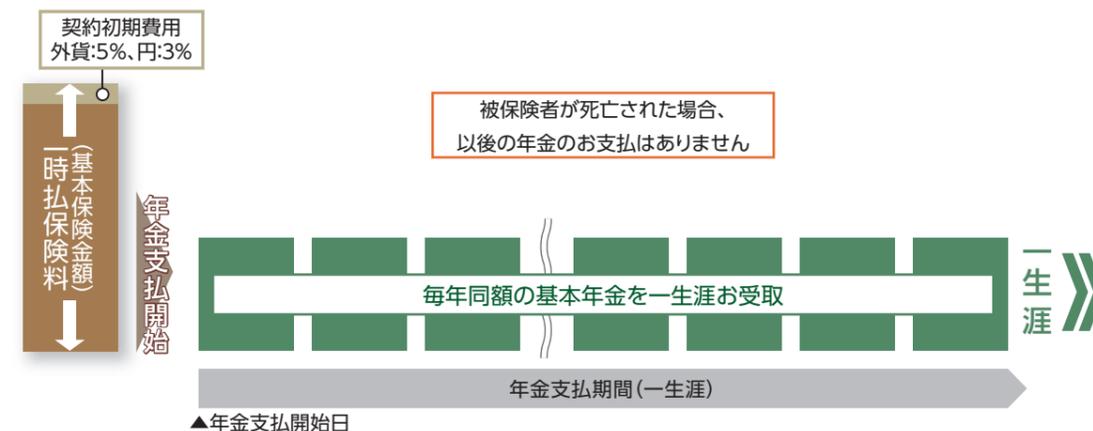


※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

● 死亡時保証なし型終身年金

被保険者が生存している間は、毎年同額の基本年金を一生にわたってお受け取りいただけます。被保険者が死亡された場合、以後の年金のお支払はありません。

【イメージ図】

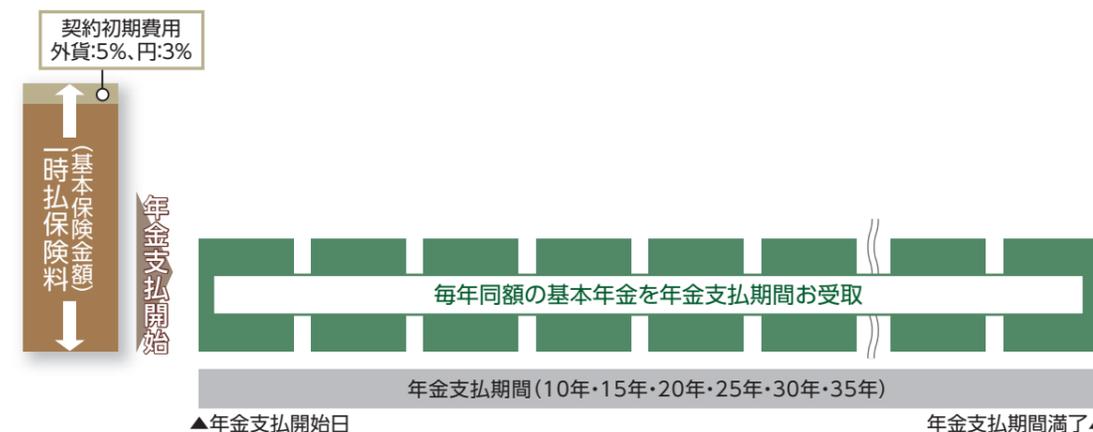


※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

● 確定年金【年金支払期間：10年・15年・20年・25年・30年・35年】

年金支払期間中、毎年同額の基本年金をお受け取りいただけます。被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了までは年金を引続きお受け取りいただけます。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

3. 保障の内容について

● 据置期間中

死亡保険金	被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
-------	--

● 年金支払期間中

年金総額保証 100%型終身年金	被保険者が死亡された場合、基本年金の受取累計額が総額保証額に到達するまでは年金を引続き年金受取人<*>にお受け取りいただけます。
年金総額保証 110%型終身年金	
年金総額保証 120%型終身年金	
確定年金	被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了までは年金を引続き年金受取人<*>にお受け取りいただけます。

<*> 被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受け取りいただけます。



ご注意

- ・ 免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払ができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 死亡時保証なし型終身年金では、被保険者が死亡した場合に以後の年金のお支払はありません。したがって、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、年金の受取累計額が一時払保険料を下回る場合があります。

4. 年金の一括支払について

- 年金支払開始日以後（据置期間0年の場合は契約日以後）、将来の年金のお支払にかえて一括で年金をお受け取りいただけます。(死亡時保証なし型終身年金は、一括で年金をお受け取りいただけません。)

年金総額保証100%型終身年金	受取保証部分<*1>の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただけます。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者がご存命の場合、以後の年金のお支払を再開します。
年金総額保証110%型終身年金	
年金総額保証120%型終身年金	
確定年金	年金支払期間の残存期間に対応する基本年金の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただけます。この場合、契約は消滅します。

<*1> 総額保証額の残存部分をいいます。

- 年金の一括支払における支払額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となり、次のとおり計算されます。

$$\text{一括支払額} = \text{市場調整価格}$$

$$\text{市場調整価格} = \frac{\text{受取保証部分の現価に相当する金額(確定年金の場合は、将来の基本年金の現価に相当する金額)}}{\text{市場調整額}}$$

$$\text{市場調整額} = \frac{\text{受取保証部分の現価に相当する金額(確定年金の場合は、将来の基本年金の現価に相当する金額)}}{\left\{ 1 - \left[\frac{1+i^{<*2>}}{1+j^{<*3>}} \right]^{\text{調整月数}^{<*4>/12}} \right\}}$$

▶ 市場調整額により、年金の一括支払に対応する資産の時価を反映させます。

<*2> iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

<*3> jは、年金の一括支払の請求日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

<*4> 調整月数は、年金の一括支払の請求日から一括支払ができる期間の末日までの月数および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。

※ 市場調整のしくみについては、P.57の「市場調整について」をご参照ください。



ご注意

年金の一括支払における支払額と年金の受取累計額の合計額は、上記の調整により、一時払保険料を下回る可能性があります。

5. ご契約のお取扱について

年金種類	年金総額保証100%型終身年金 年金総額保証110%型終身年金 年金総額保証120%型終身年金 死亡時保証なし型終身年金	確定年金
契約通貨	米ドル/豪ドル/円	
一時払保険料	最低	【米ドル・豪ドル】5万ドル(1ドル単位) 【円】500万円(1万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、500万円となります。
	最高	【米ドル・豪ドル】契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円 【円】10億円
年金額	【米ドル・豪ドル】契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円以下 【円】3,000万円以下	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	50歳~90歳	0歳~89歳
据置期間	0年~10年 ※ 契約者と年金受取人が同一人の場合に限り、据置期間0年を選択いただけます。	1年~10年
年金支払期間	終身	10年・15年・20年・25年 ・30年・35年 ※ 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。 ※ 据置期間と年金支払期間の合計は40年未満となります。
年金支払開始年齢	50歳~90歳	1歳~90歳
保険料の払込方法	一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額	お取り扱いいたしません	
一部解約	お取り扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ 通貨・金利環境等によりお取扱範囲を変更する場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

ご契約に際して、一時払保険料、据置期間、年金種類等の詳細については、申込書にてご確認ください。

指数連動コース(指数連動型年金特約付加)

このコースでは、基本年金の総額保証額の水準が異なる4つの終身年金または確定年金からご選択いただき、年金支払日前日の参照指数の上昇率に応じて指数連動年金が基本年金に上乘せされます。年金のお支払は、年1回、または年2回、年6回、年12回に分割してお支払いすることができます。

※ 指数連動型年金特約(指数連動年金の型: II型)を付加した契約を「指数連動コース」と表記しています。

1. 年金額について

年金額は、基本年金額と指数連動年金額の合計額となります。

なお、据置期間0年の場合には第1回の年金に指数連動年金のお支払はありません。

● 基本年金額

基本保険金額に基づき、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別、年金種類等により計算されます。

● 指数連動年金額

- 指数連動年金支払開始日以後、指数連動年金額計算終了日<*1>まで、被保険者が生存している間は、年金支払日のたび、次のとおり計算されます。

指数連動年金額 = 基本年金額 × 年金支払日前日の参照指数の上昇率 × 連動率 <*2>

※ 終身年金の場合、指数連動年金額計算終了日に支払われる指数連動年金額は、上記で計算した金額に指数連動年金額計算終了日における三井住友海上プライマリー生命の定める率(100%以上とします。)を乗じた額とします。

- 上昇率は、基準日<*3>の参照指数の値に対して上昇した割合となります。なお、上昇率の計算では、0.01%未満を切捨て、0%未満の場合は、0%となります。

$$\text{上昇率(\%)} = \frac{\text{年金支払日前日の参照指数の値} - \text{基準日の参照指数の値}}{\text{基準日の参照指数の値}} \times 100$$

- 終身年金の場合、指数連動年金額計算終了日後も、被保険者が生存している間は、指数連動年金額計算終了日の指数連動年金額と同額をお支払いします。

<*1> 指数連動年金額の計算を終了する日をいい、確定年金の場合は年金支払期間の最後の年金支払日、終身年金の場合は契約日から30年後の年金支払日をいいます。

<*2> 契約通貨に応じて設定される率(固定)のことをいい、外貨の場合は100%、円の場合は10%となります。

<*3> 「保険契約の申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込を承諾した日」のいずれか遅い日の翌日のことをいいます。



年金支払日前日の参照指数の値が基準日の値を上回らなかった場合、その年の指数連動年金はゼロとなり、基本年金のみとなります。

- ・ 参照指数は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨	参照指数
米ドル	マクロ・アロケーター・プラス戦略指数 P (米ドル)
豪ドル	マクロ・アロケーター・プラス戦略指数 P (豪ドル)
円	マクロ・アロケーター・プラス戦略指数 P (日本円)

- ・ 指数の内容について

参照指数は、株式、債券、クレジット、コモディティやヘッジファンド等、合計28の幅広い資産種類を投資対象とし、以下に概要を示す所定のルールに基づき、資産配分の見直しおよびリスク・コントロールが行われる投資戦略の運用成果を示す指数です。

- ① 所定の複数のマクロ経済指数を用いて、成長シグナル(加速・減速)とインフレ環境シグナル(加速・減速)の組み合わせに基づき、4つの経済環境を月次で決定します。
- ② 4つの経済環境それぞれに対応する、ヘッジファンドを除いた異なる資産により組成されるバスケット(以下、「特化型バスケット」)を構築します。4つの特化型バスケットは、それぞれの構成要素に内在する価格変動リスクが一定の範囲内に収まることを目指し構築されます。
- ③ 当該時点における経済環境(以下、「ベース経済環境」)に基づき、ベース経済環境に対応する特化型バスケットに50%、ベース経済環境と正反対の経済環境に対応する特化型バスケットに0%、それ以外の2つの特化型バスケットに25%配分を行うことで、将来経済環境間の推移を加味したバスケットの構築を行います(以下「分散バスケット」)。
- ④ ③にて決定された分散バスケットとヘッジファンドを、70%対30%の比率で組み合わせ、自動的に月次でリバランスを行い、資産バスケットを構築します。
- ⑤ 過去のパフォーマンスをもとに、価格変動リスク及び相場の方角性を計測し、当該投資対象資産バスケットのポジション量を日々自動的に増減させます。

※ なお、参照指数はアクティブ運用型ではなく、設定されたパラメーターの範囲内で運営され、指数スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関して如何なる裁量も行使せず、また参照指数に関して如何なる受託者責任も有していません。

この保険は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはそのいかなる関連会社(総称して以下「ゴールドマン・サックス」)からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、この保険についていかなる表明または保証も行いません。



参照指数が消滅する等の理由によって、三井住友海上プライマリー生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の1カ月以上前に契約者に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

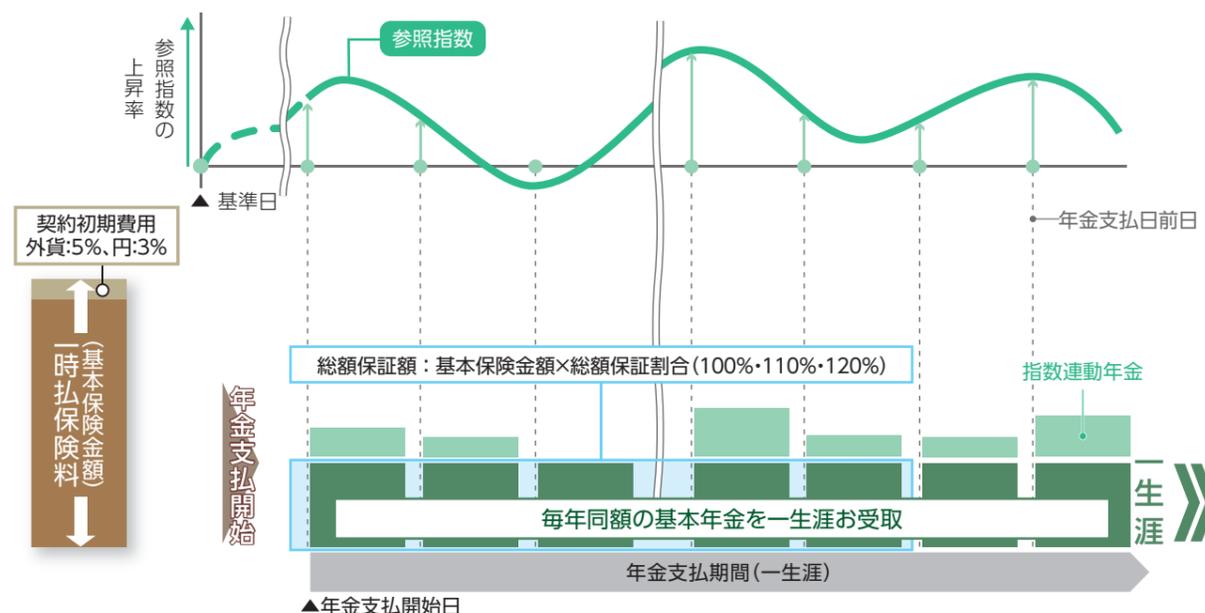
2.年金種類について

● 年金総額保証100%型終身年金、年金総額保証110%型終身年金、年金総額保証120%型終身年金

被保険者が生存している間は、毎年同額の基本年金と、参照指数の上昇に応じて計算される指数連動年金の合計額を一生にわたってお受け取りいただけます。被保険者が死亡された場合、基本年金の受取累計額が総額保証額<*>に到達するまでは年金を引続きお受け取りいただけます。

<*> 基本保険金額に総額保証割合(100%・110%・120%)を乗じた額をいいます。

【据置期間ありの場合のイメージ図】

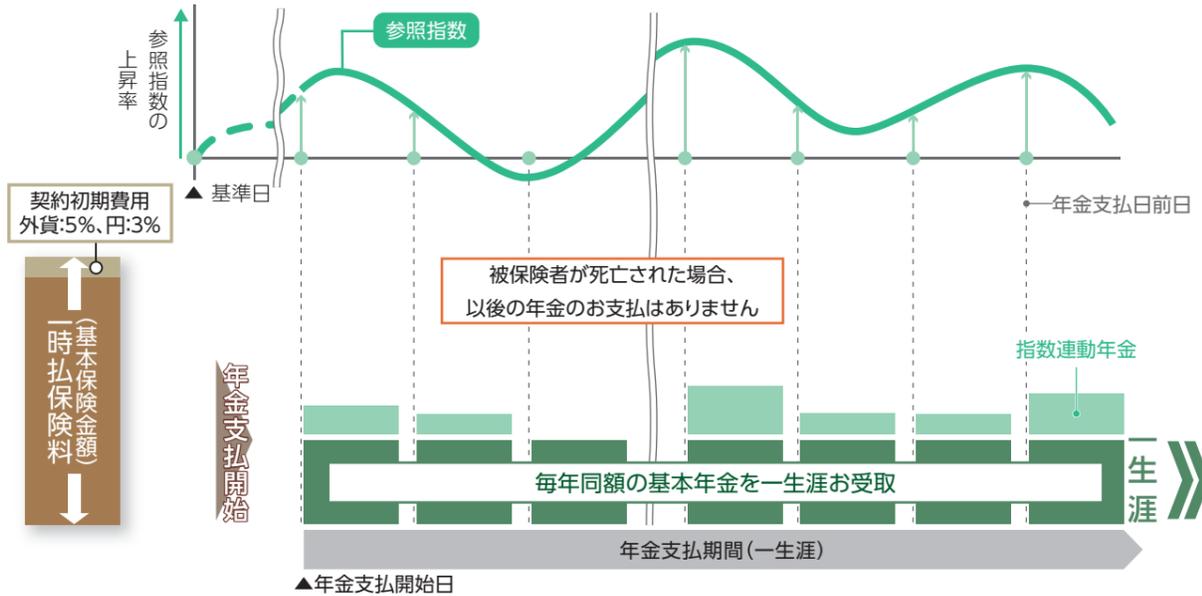


※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

● 死亡時保証なし型終身年金

被保険者が生存している間は、毎年同額の基本年金と、参照指数の上昇に応じて計算される指数連動年金の合計額を一生涯にわたってお受け取りいただけます。被保険者が死亡された場合、以後の年金のお支払はありません。

【据置期間ありの場合のイメージ図】

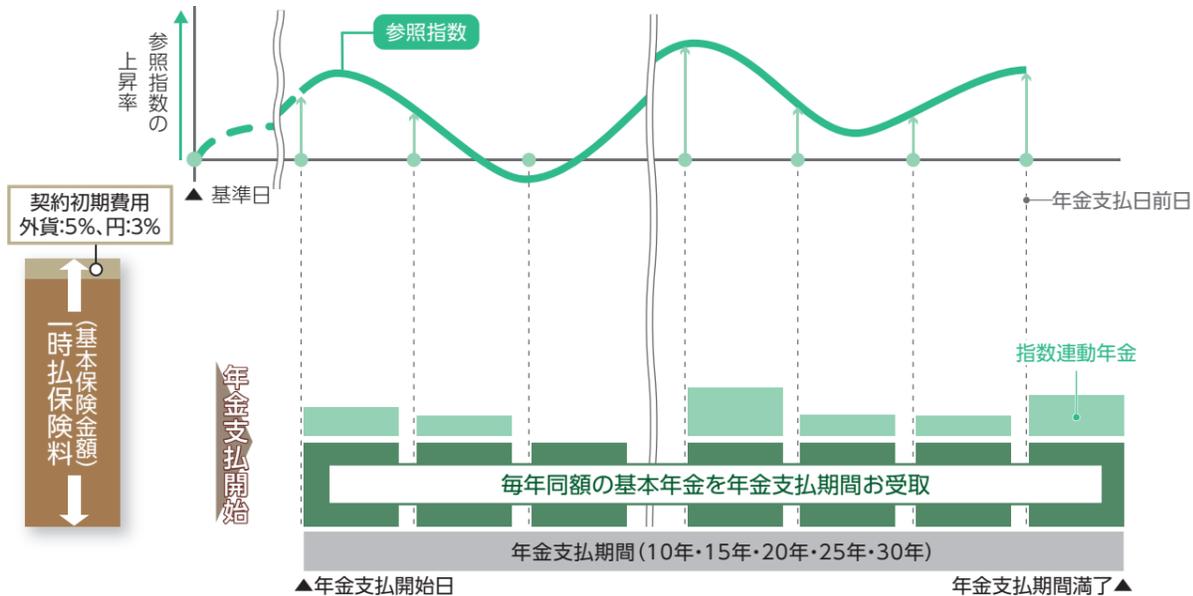


※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

● 確定年金【年金支払期間: 10年・15年・20年・25年・30年】

年金支払期間中、毎年同額の基本年金と、参照指数の上昇に応じて計算される指数連動年金の合計額をお受け取りいただけます。被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了までは年金を引続きお受け取りいただけます。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

3.保障の内容について

● 据置期間中

死亡保険金	被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
-------	--

● 年金支払期間中

年金総額保証 100%型終身年金	被保険者が死亡された場合、基本年金の受取累計額が総額保証額に到達するまでは年金を引続き年金受取人<*>にお受け取りいただけます。お受け取りいただける年金は、被保険者が死亡された日が、指数連動年金額計算終了日以前の場合は基本年金額のみとなり、指数連動年金額計算終了日後の場合は、基本年金額と指数連動年金額計算終了日における指数連動年金額の合計額となります。
年金総額保証 110%型終身年金	
年金総額保証 120%型終身年金	
確定年金	被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了までは年金を引続き年金受取人<*>にお受け取りいただけます。お受け取りいただける年金は、基本年金額のみとなります。

<*> 被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受け取りいただけます。



- ・ 免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払ができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 死亡時保証なし型終身年金では、被保険者が死亡した場合に以後の年金のお支払はありません。したがって、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、年金の受取累計額が一時払保険料を下回る場合があります。

4.年金の一括支払について

- 年金支払開始日以後（据置期間0年の場合は契約日以後）、将来の年金のお支払にかえて一括で年金をお受け取りいただけます。（死亡時保証なし型終身年金は、一括で年金をお受け取りいただけません。）

年金総額保証100%型終身年金	受取保証部分＜*1＞の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただけます。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者をご存命の場合、以後の年金のお支払を再開します。再開後の年金のお支払において、指数連動年金のお支払はありません。 ※ 指数連動年金額計算終了日以後に年金の一括支払をした場合は、基本年金額と指数連動年金額計算終了日における指数連動年金額の合計額のお支払を再開します。
年金総額保証110%型終身年金	
年金総額保証120%型終身年金	
確定年金	年金支払期間の残存期間に対応する基本年金の現価に相当する金額を一括でお受け取りいただけます。この場合、契約は消滅しません。

＜*1＞ 総額保証額の残存部分をいいます。ただし、指数連動年金額計算終了日以後の年金の一括支払の場合は、指数連動年金額計算終了日以後の指数連動年金額に対応する金額を含みます。

- 年金の一括支払における支払額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となり、次のとおり計算されます。

一括支払額 = 市場調整価格

$$\text{市場調整価格} = \frac{\text{受取保証部分の現価に相当する金額(確定年金の場合は、将来の基本年金の現価に相当する金額)}}{\text{市場調整額}}$$

$$\text{市場調整額} = \frac{\text{受取保証部分のうち、将来の基本年金の現価に相当する金額(確定年金の場合は、将来の基本年金の現価に相当する金額)}}{\left\{ 1 - \left[\frac{1+j^{< *2 >}}{1+j^{< *3 >}} \right] \right\} \times \text{調整月数}^{< *4 >} / 12}$$

▶ 市場調整額により、年金の一括支払に対応する資産の時価を反映させます。

＜*2＞ iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

＜*3＞ jは、年金の一括支払の請求日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

＜*4＞ 調整月数は、年金の一括支払の請求日から一括支払ができる期間の末日までの月数および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。

※ 市場調整のしくみについては、P.57の「市場調整について」をご参照ください。



年金の一括支払における支払額と年金の受取累計額の合計額は、上記の調整により、一時払保険料を下回る可能性があります。

5.ご契約のお取扱について

年金種類	年金総額保証100%型終身年金 年金総額保証110%型終身年金 年金総額保証120%型終身年金 死亡時保証なし型終身年金	確定年金
契約通貨	米ドル/豪ドル/円	
一時払保険料	最低	【米ドル・豪ドル】5万ドル(1ドル単位) 【円】500万円(1万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、500万円となります。
	最高	【米ドル・豪ドル】契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円 【円】10億円
基本年金額	【米ドル・豪ドル】契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円以下 【円】3,000万円以下	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	50歳～90歳	0歳～89歳
据置期間	0年～5年 ※ 契約者と年金受取人が同一人の場合に限り、据置期間0年を選択いただけます。	1年～5年
年金支払期間	終身	10年・15年・20年・25年・30年 ※ 据置期間が2年以上の場合、年金支払期間30年は選択いただけません。
年金支払開始年齢	50歳～90歳	1歳～90歳
保険料の払込方法	一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額	お取り扱いいたしません	
一部解約	お取り扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを採用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ 通貨・金利環境等によりお取扱範囲を変更する場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

ご契約に際して、一時払保険料、据置期間、年金種類等の詳細については、申込書にてご確認ください。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて異なり、据置期間および年金支払期間を通じて適用し、変更されることはありません。
- 積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.59の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、据置期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。

4 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5 主契約に付加できる主な特約について

- **遺族年金支払特約**
被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。
- **円入金特約**
外貨建契約の保険料を円でお払い込みいただきます。円で受領した保険料は三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。
- **円支払特約**
外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日<*>における所定の為替レートとなります。
- **年金円支払特約**
外貨建契約の年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日<*>における所定の為替レートとなります。
- **円換算額自動確保特約**
外貨建契約の年金を、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)があらかじめ為替レート(指定為替レート)を設定することで、毎年の年金支払日<*>の円支払特約レートが、指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円で年金をお支払いし、円高となった場合は、三井住友海上プライマリー生命が定める利息を付して契約通貨で据え置きます。据え置いた年金は、据え置き後も毎営業日判定を行い、指定為替レートと同じまたは円安になった場合に円で年金(利息を含む)をお支払いします。
- **年金奇数月支払特約**
年金支払日が偶数月の場合、年金を6回に分割し、奇数月の月単位の契約応当日にお受け取りいただけます。
- **指定代理請求特約**
被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。
- **社会貢献特約**
三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金の受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。(終身年金で据置期間0年を選択された場合、本特約を付加することはできません。)

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

6 解約について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、年金支払開始日以後(据置期間0年の場合は契約日以後)は解約することができません。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = 市場調整価格

市場調整価格 = 解約日の積立金額<*1> - 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額}<*1> \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i<*2>}{1+j<*3>} \right]^{\text{調整月数}<*4>/12} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

<*1> 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

<*2> iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

<*3> jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

<*4> 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの月数、被保険者の年齢および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。



解約払戻金額は、上記の調整により一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

<契約例> 被保険者契約年齢:60歳 性別:女性
 一時払保険料(基本保険金額):100,000米ドル 契約通貨:米ドル
 積立利率:3.60% 契約日の指標金利:5.07%
 据置期間:5年 年金種類:確定年金 年金支払期間:20年
 基本コースの年金受取総額:154,000米ドル
 指数連動コースの年金受取総額:148,600米ドル

(単位:米ドル)

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	8.07% (+3%)	6.07% (+1%)	5.07% (±0%)	4.07% (-1%)	2.07% (-3%)
1年	70,002	87,755	98,412	100,000	100,000
2年	73,759	91,434	100,000	100,000	100,000
3年	77,737	95,291	100,000	100,000	100,000
4年	81,952	99,338	100,000	100,000	100,000
5年	-	-	-	-	-

※ 上表は契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ 経過年数5年は年金支払開始日のため「-」で表示しています。

※ ()内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

コース	年金受取総額				
	契約通貨建て	契約通貨建て 実質的な利回り	為替レート<* >が以下の場合の円換算額		
			120円	140円	160円
基本コース	154,000米ドル	1.82%	1,848万円	2,156万円	2,464万円
指数連動コース	148,600米ドル	1.66%	1,783万円	2,080万円	2,377万円

※ 円換算額は、千円以下を切り捨てて表示しています。

※ 上記の実質的な利回り(年複利)は、据置期間と年金支払期間を合わせた期間で算出し、小数点第3位を四捨五入しています。

※ 指数連動コースの年金受取総額は、指数連動年金額をゼロと仮定した場合の金額を表示しています。

<* > 為替レートは、例として1米ドル=140円を基準とし、±20円で変動した場合の為替レートを表示しており、上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートは、解約日における円支払特約で適用するレートを用います。

● 実質的な利回りについて

実質的な利回りとは、年金額に支払回数乗じた金額を、一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りのことをいいます。上記契約例の実質的な利回り(年複利)は、基本コースは1.82%、指数連動コースは1.66%(小数点第3位を四捨五入)です。

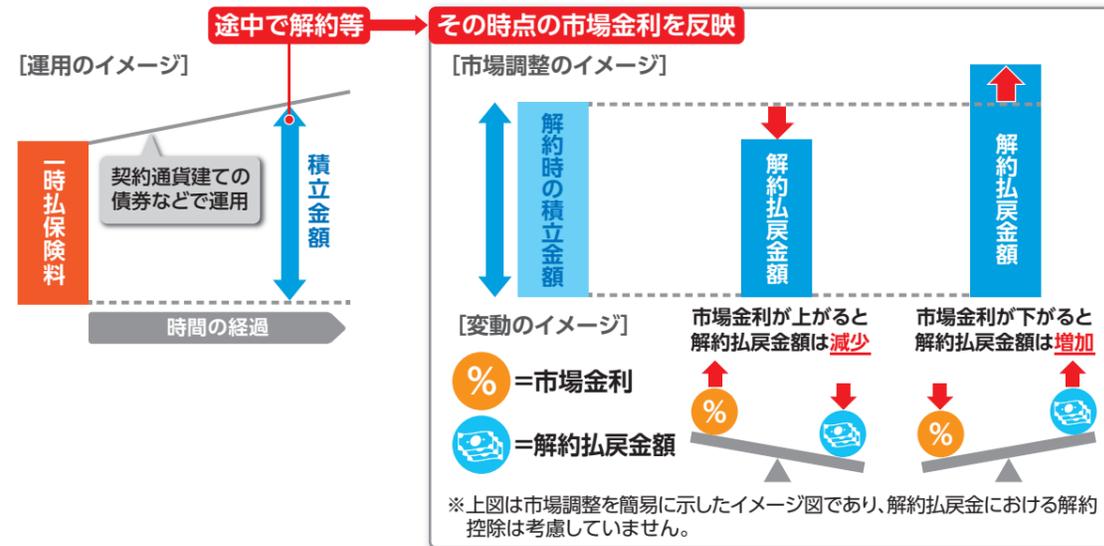
実質的な利回り<積立利率>となります。



- ・据置期間中に解約した場合に支払われる解約払戻金や、年金支払期間中に年金の一括支払をした場合の利回りを保証するものではありません。
- ・積立利率および実質的な利回り（年複利）は契約通貨建ての利回りであり、円建ての利回りではありません。

＜市場調整について＞

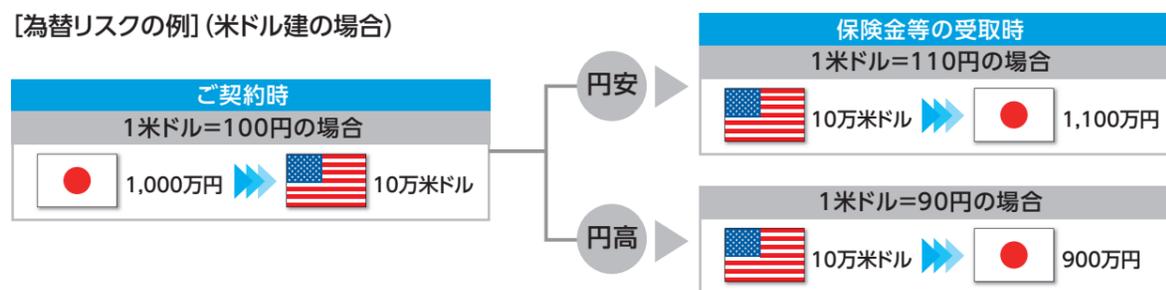
- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



7 為替リスクについて

年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受取はすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取になる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.61の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

8 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.59の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

9 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	契約通貨	費用
契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用	外貨	一時払保険料の5.0%
		円	一時払保険料の3.0%

※ ご契約の締結等に必要費用は、契約初期費用としてご契約時にご負担いただくほか、保険関係費として積立利率の適用期間中にもご負担いただきます。なお、ご契約の締結等に必要費用を重複してご負担いただくものではありません。

● 積立利率の適用期間中にご負担いただく費用

・ 据置期間および年金支払期間に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

・ 据置期間中、積立金額が基本保険金額を下回っている間は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 基準日から指数連動年金額計算終了日まで 参照指数の計算にあたりご負担いただく費用(指数連動コースのみ)

参照指数の計算にあたり、戦略控除率(指数値に対し年率0.5%)および複製コスト(投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)が控除されます。

※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの費用等の水準は変更されることがあります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

・ 一時払保険料の振込、年金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・ 一時払保険料を円で入金する場合と年金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50銭
年金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

※ 仲値(TTM)は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 年金支払開始時にご負担いただく費用(指数連動コースのみ)

指数連動年金のお支払のための費用を積立金から控除します。その結果、基本コースと比較して基本年金額は小さくなります。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1.0% < * >	年金支払日に 責任準備金から 控除

< * > 上記費用は上限です。なお、契約日時点(遺族年金支払特約の場合は年金支払開始日時点)の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● **社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用**
本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の1.0% (最大10万円) を控除します。

● **解約時にご負担いただく費用**
解約時にご負担いただく費用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、年金、死亡保険金、解約払戻金等 (以下、年金等) を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合 (契約時の為替レートと同じ) でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産 (債券など) の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。

解約の他に、年金総額保証100%型終身年金、年金総額保証110%型終身年金、年金総額保証120%型終身年金および確定年金において一括で年金を受け取る場合にも市場調整が適用され、年金の一括支払における支払額と年金の受取累計額の合計額が一時払保険料を下回る場合があります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」といいます。) に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日<*1>のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除(以下、お申込の撤回等)をすることができます。

<*1> 「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

【書面によるお申出】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込の撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込の撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込の撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

≪外貨建て契約におけるご注意点≫

・ 円入金特約を付加<*2>して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。

<*2> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨(外貨)に交換し、契約通貨(外貨)で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨(外貨)で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。

・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。

・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換して、契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

次の場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。

- ・ 個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込の撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人または年金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、死亡保険金をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約払戻金について

解約払戻金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した積立金額に対し、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.55の「6.解約について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.61の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約、一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱にかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしていません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱となります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
(3) 申込日以降の入院予定や検査入院
(4) 余命宣告を受けた場合
(5) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)および医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

一時払保険料の入金について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱をしていません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

年金支払期間中に被保険者が死亡された場合について

年金の種類が死亡時保証なし型終身年金をご選択いただいた場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、年金の受取累計額が一時払保険料を下回る場合があります。

ご契約に際しては、こうした各年金種類の特徴をご理解の上、年金種類をご選択ください。詳細については、「[契約概要](#)」P.41~P.52の「[2.2つのコースの概要について](#)」をご参照ください。

指数連動コースの年金のお支払について

P.59の「1.諸費用に関する事項の概要について」に記載の費用をご負担いただきますが、年金総額保証100%型終身年金、年金総額保証110%型終身年金、年金総額保証120%型終身年金、確定年金においては、年金支払日前日の参照指数の値が基準日の値を一度も上回らなかった場合でも、年金でお受け取りいただく限り年金の受取累計額が一時払保険料を下回ることはありません。(年金の一括支払をした場合には一時払保険料を下回ることがあります。)

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱について

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金 年金の一括支払	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場(TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)

※ 確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場(TTS)、一括支払・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場(TTB)となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回る場合があります。

● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除<*1>」の対象となります。ただし、社会貢献特約を付加した場合は、その対象とはなりません。

<*1> 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*2>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) +住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*2> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得)+住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税(一時所得)+住民税
		終身年金	所得税(雑所得)+住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税<*3>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得)+住民税

<*3> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

● 年金受取時の雑所得について(契約者と年金受取人が同一人の場合)

毎年お受け取りになる年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。以下の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算して総合課税により課税されます。

雑所得金額 = その年ごとに受け取る円換算年金額(基本年金額 + 指数連動年金額) - 必要経費

必要経費 = その年ごとに受け取る円換算基本年金額 × $\frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{基本年金総受取見込額}<*4>}$

<*4> 終身年金の場合は、①円換算基本年金額×余命年数<*5>と②円換算総額保証額<*6>のいずれか大きい額となります。確定年金の場合は、円換算基本年金額×支払年数となります。

<*5> 据置期間0年の場合、①に第1回の年金に加えてお支払いする利息の円換算額を加算した額となります。

<*6> 死亡時保証なし型終身年金の場合、0となります。

※ 円換算年金額、円換算基本年金額、円換算一時払保険料および円換算総額保証額については、契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。

※ 分割支払の場合、①は分割支払額をもとに計算します。

● 社会貢献特約を付加した場合の税金のお取扱いについて

本特約を付加した場合、指定公益団体が受け取る死亡保険金は相続税の課税対象になりません。

<ご参考>本特約を付加した場合の遺産分割における死亡保険金のお取扱いについて

指定公益団体が受け取る死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割の対象にはならず、遺留分算定の基礎に含まれません。

なお、指定公益団体は相続人ではないため、原則として指定公益団体が受け取る死亡保険金が特別受益としての取扱いを受けることもありません。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱は2026年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14

保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払の可能性があらわれる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

15

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

お問合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

